

第2次

いなべ市一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

【パブリックコメント案】

令和5年2月現在

いなべ市

目 次

第 1 章 基本計画策定の趣旨

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	計画対象区域及び範囲	4
第 4 節	計画期間	5
第 5 節	計画の進行管理	6

第 2 章 いなべ市の概要

第 1 節	位置及び概要	7
第 2 節	気象	7
第 3 節	人口動態	8
第 4 節	産業の動向	11
第 5 節	土地利用状況	12
第 6 節	生活環境	13
第 7 節	将来計画	14

第 3 章 ごみ処理基本計画

第 1 節	ごみ処理の現状	15
第 1 項	ごみ処理概要	15
第 2 項	ごみ処理体系	16
第 3 項	ごみ処理量実績	21
第 4 項	ごみ組成	26
第 5 項	処理費用	28
第 6 項	国、三重県及び関係市町村の動向	30
第 7 項	地域の関係法令等	33
第 2 節	ごみ処理の課題	34
第 1 項	施策の現状	34
第 2 項	収集運搬の課題	36
第 3 項	中間処理の課題	36
第 4 項	最終処分場の課題	37
第 5 項	ごみ発生抑制及び減量化の課題	37
第 6 項	再生利用の課題	37
第 7 項	不法投棄	38
第 8 項	処理困難物の課題	40

第3節 ごみ処理計画の目標等	41
第1項 基本理念	41
第2項 基本方針	42
第3項 実施施策	43
第4項 その他施策	52
第5項 ごみ排出量及び処理量の見込み	53
第4節 ごみ処理計画	59
第1項 収集運搬計画	59
第2項 中間処理計画	62
第3項 最終処分計画	65
第5節 行政・市民・事業者の役割	66
第1項 行政の役割	66
第2項 市民の役割	67
第3項 事業者の役割	68
 第4章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水処理の現状	69
第1項 生活排水処理の概要	69
第2項 公共下水道の整備状況	71
第3項 農業集落排水施設の整備状況	73
第4項 合併処理浄化槽の整備状況	74
第5項 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理状況	74
第6項 国及び三重県の動向	77
第2節 生活排水処理の課題	80
第1項 公共下水道施設の整備	80
第2項 公共下水道及び農業集落排水接続率の向上	80
第3項 未処理の生活排水	80
第3節 生活排水処理の目標	81
第1項 基本理念	81
第2項 基本方針	81
第3項 実施施策	82
第4項 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理計画	86
第5項 その他方策	88

第1章 基本計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

「第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、いなべ市（以下、「本市」という。）が定める計画（以下、「本計画」という。）です。

本計画は、一般廃棄物を取り巻く環境の変化、本市が抱えるごみ処理の現状及び課題を踏まえ、ごみの排出抑制やごみの適正な処理を進めるために、また、生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

本市では、平成20（2008）年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成20（2008）年度から令和4（2022）年度までの15年間）（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、ごみの総排出量の増加、古紙類及び古布類の資源回収量の低下等が課題として挙げられており、これに対して本市は、ごみカレンダーやごみの出し方ハンドブック、外国人向け（6言語）に翻訳された分別早見表の配布により、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイバック運動の促進、拠点回収の拡大、有料化制度の検討、各家庭に対する生ごみ堆肥化容器の購入補助金の交付等を行い、ライフスタイルに応じたごみの減量とリサイクルなど、さらなる3Rの促進を図ってきました。

第1次計画が策定されてからこれまでの間に、我が国においては「廃棄物処理法」の改正や、「環境基本法」に基づく「第五次環境基本計画」（平成30（2018）年）、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年）、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30（2018）年）などが順次改正されてきました。このほか、令和元（2019）年には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋の有料化をはじめとするプラスチックの排出抑制などの取り組みが進められています。さらには、令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取り組みが進められています。食品ロス問題については、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「SDGs」という。）において、「12 つくる責任つかう責任」の中で具体的なターゲットとして設定され、世界の貧困地域で飢餓が発生している一方で、先進国では食べられる食品が大量に廃棄されているという現状を解消する目標が掲げられ、積極的に取り組むべき課題となっています。

このように、近年一般廃棄物処理を取り巻く社会情勢は著しく変化しており、本市においてもこのような状況に対応し、一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための中長期的な計画として本計画を新たに策定し、循環型社会の実現を目指すものとします。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項の規定により策定するものであり、本市の上位計画である「第 2 次いなべ市総合計画第 2 期基本計画(住んでいーな！来ていーな！活力創生のまちいなべ)」や、「桑名・員弁広域環境基本計画」に定められている一般廃棄物処理に関する事項を具体化させるための施策の方針を示すもので、本市における一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

計画の策定にあたっては、国及び三重県が定める一般廃棄物に関する基本方針や処理計画等の上位計画や関連法令や各種制度等の内容に十分配慮するものとします。本市の上位計画となる「第 2 次いなべ市総合計画」及び「桑名・員弁広域環境基本計画」の概要は、表 1.2-1 に示します。

なお、本計画実施のための具体的な施策等については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において定めます。

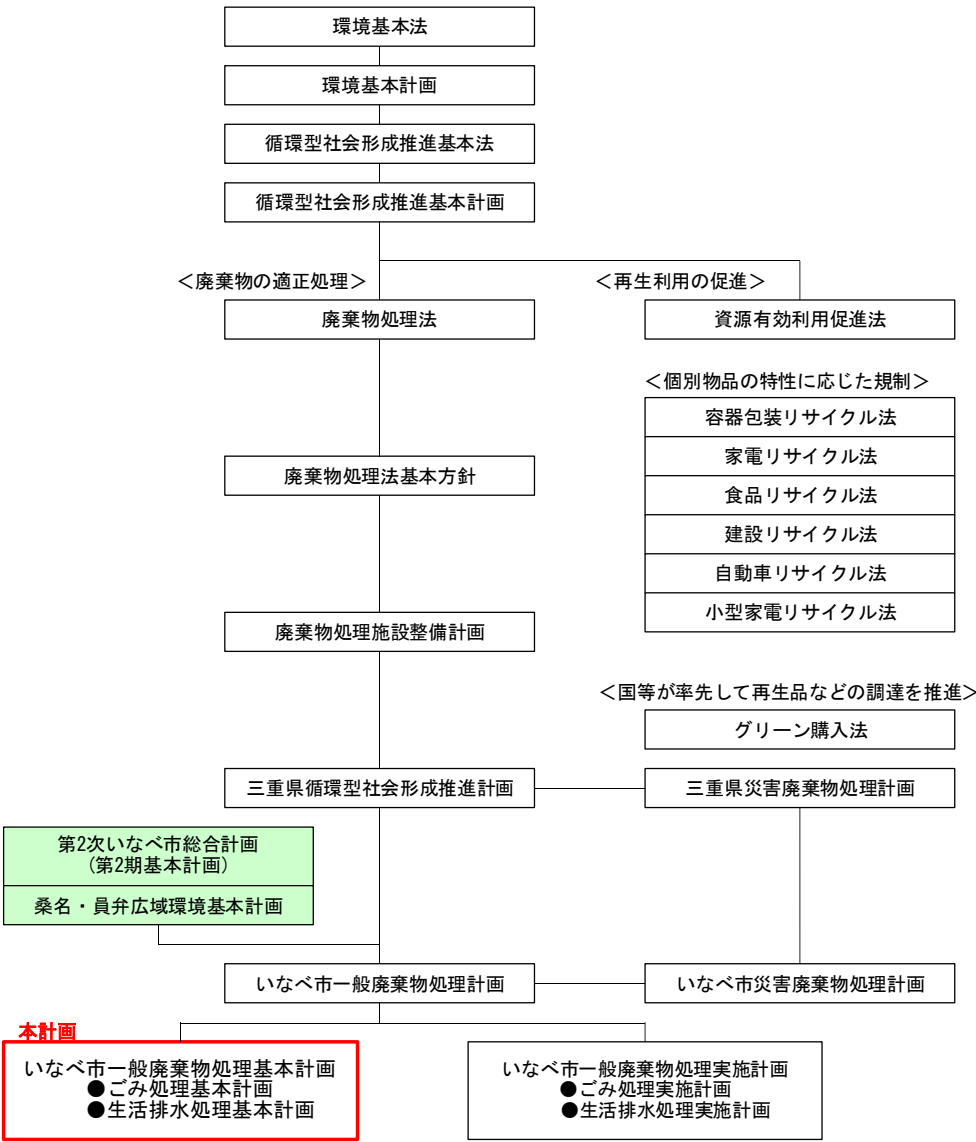


図1.2-1 本計画の位置付け

表1.2-1 上位計画の概要

区分	第 2 次いなべ市総合計画 (第 2 期基本計画)	桑名・員弁広域環境基本計画
計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度 (令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度)	平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度
将来像 めざす姿	住んでいーな！来ていーな！ 活力創生のまち いなべ	地域のつながりで環境を守り、育てる桑員
基本理念 基本目標	基本理念：いきいき笑顔応援のまち 基本目標 1. 快適で豊かな交流を生むまちづくり 2. 安全で自然と調和した暮らしづくり 3. 健やかに育ち個性が輝く人づくり 4. 生きがいと安心の地域づくり 5. 活発な産業による賑わいづくり	基本目標 1. 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり 2. 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり 3. 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり 4. 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり
本 計 画 関連施策	<環境にやさしいまちづくり> ・分別収集の推進 (ごみカレンダー作成、HP 等で外国語案内) ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 (桑名広域環境管理センター) ・リユース、リサイクルの推進 (リサイクル品目の分別回収促進) ・ごみの再資源化の促進 ・生ごみの堆肥化促進による生ごみの減量 <美しい水環境の創出> ・農業集落排水地区を公共下水道へ統合 ・未整備区域を計画的に整備 (R7 年度の整備率の目標値 100%)	<地域環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる循環型社会の地域づくり> ・資源の循環利用の推進 ・廃棄物の発生抑制 ・廃棄物の再使用・再生利用の推進 ・廃棄物の適正処理 ・廃棄物対策の推進基盤の整備 <安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり> ・環境保全等への対応 ・生活排水対策の推進 ・水資源の確保 <協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり> ・住民・事業者・団体等の活動推進

備考：桑名・員弁広域環境基本計画は、令和 5 年度計画期間終了に伴い、新たに令和 6 年度実施に向けて計画策定しています。

第3節 計画対象区域及び範囲

「廃棄物処理法」において、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

一般廃棄物は、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物であって法律等に定められた20種類の廃棄物）以外の廃棄物で、「ごみ」と「生活排水」に分類されます。

さらに、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」と事務所や工場での事業活動に伴って生じた「事業系一般廃棄物」に分類されます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法律等で定められたものは、特別管理廃棄物となります。

本計画は、本市の一般廃棄物を対象とし、ごみ処理についての基本計画を定めた「ごみ処理基本計画編（第3章）」と、生活排水処理についての基本計画を定めた「生活排水処理基本計画編（第4章）」で構成しました。

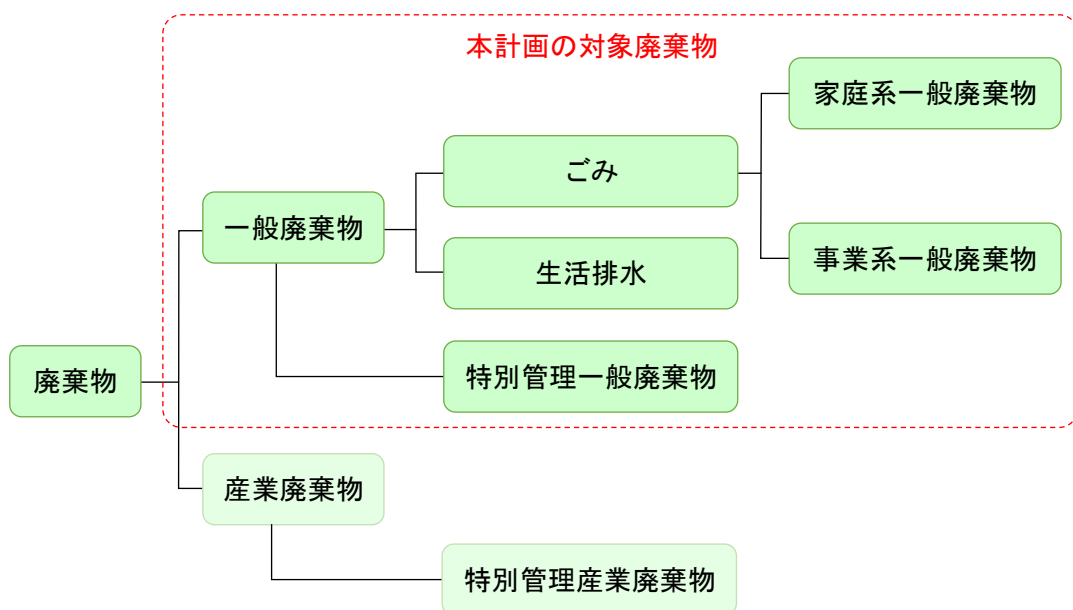


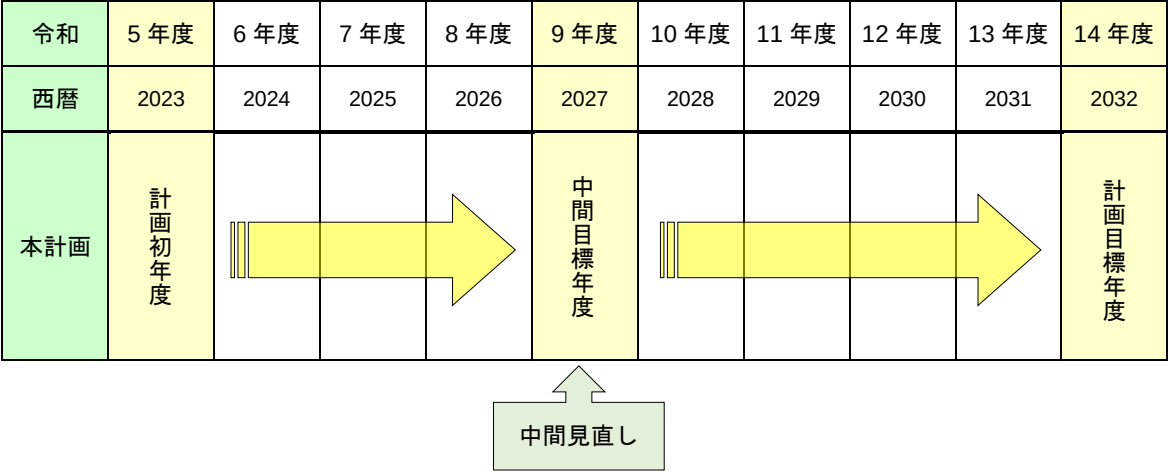
図1.3-1 本計画の対象となる廃棄物

第 4 節 計画期間

本計画は、令和 4（2022）年度を計画策定期間として、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間を計画期間とし、令和 9（2027）年度を中間目標年度とします。

なお、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には、適宜見直しを行います。

表1.4-1 計画期間



第5節 計画の進行管理

本計画は、Plan（計画の策定又は改訂）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）の「PDCA サイクル」により計画の進行管理を行います。

進行管理は、本市といなべ市環境審議会にて適宜実施施策の評価を行い、必要に応じて実施施策の見直しを行います。

また、計画内容に大きな変更等が必要と判断された場合には、いなべ市環境審議会の承認の上、計画内容の変更を行います。

なお、一般廃棄物処理実施計画については、毎年度の本計画の評価を踏まえて、策定を行います。

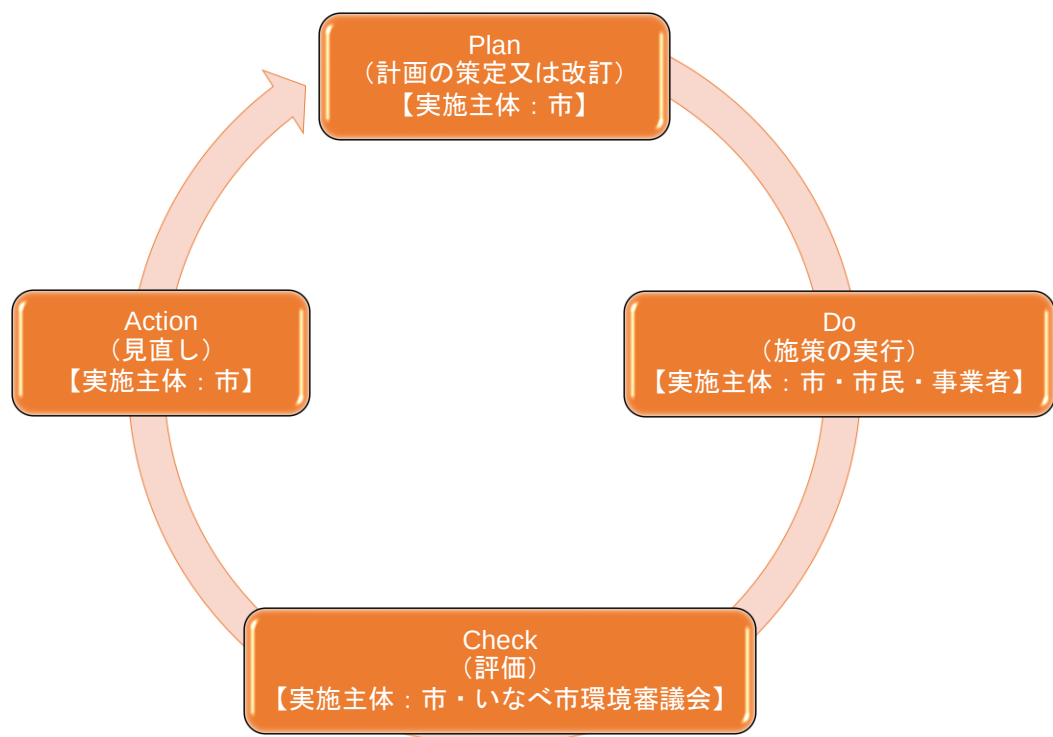


図1.5-1 PDCA サイクル

第2章 いなべ市の概要

第1節 位置及び概要

本市は、図 2.1-1 及び図 2.1-2 に示すように三重県の最北部に位置し、平成 15（2003）年に北勢町、員弁町、大安町、藤原町の 4 町が合併して誕生しました。北部と西部を岐阜県と滋賀県に接し、東部と南部は桑名及び四日市圏域に接しています。

市域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈をいだき、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれています。なかでも、鈴鹿国定公園内にある「藤原岳」は全国でも屈指の「花の山」として、年中登山客が絶えることなく、また、同公園内の「竜ヶ岳」が育む宇賀溪も鈴鹿の滝の景勝地として知られています。



図 2.1-1 いなべ市の位置

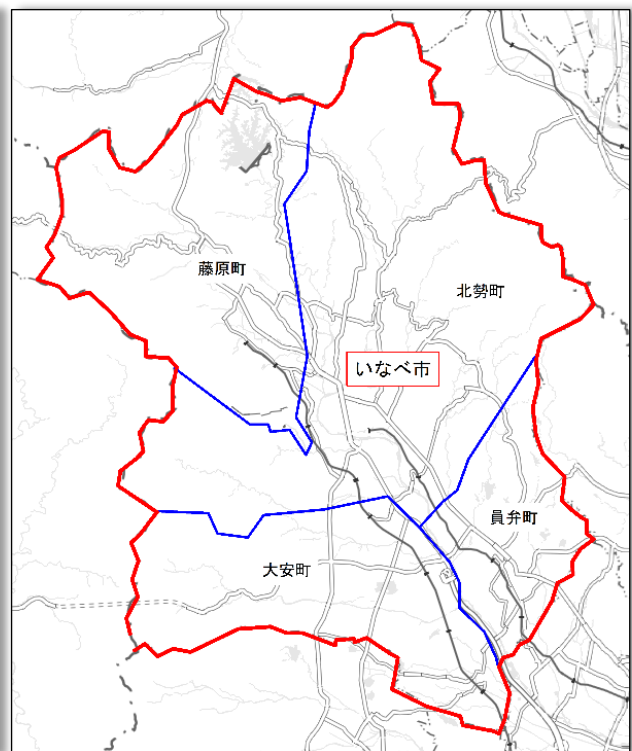


図 2.1-2 各町の位置

第2節 気象

本市の気候は、鈴鹿山脈及び多度・養老山系からの季節風を受け比較的冷涼で、年間平均気温は 14℃～15℃です。年間降水量は 2,200mm～2,500mm で、冬は寒さが厳しく、三重県内でも降雪の多い地域です。



竜ヶ岳

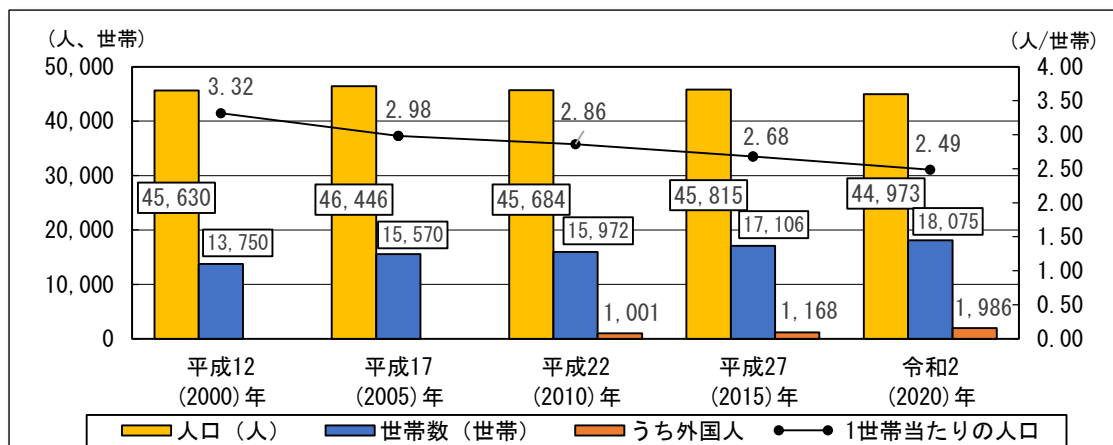
第3節 人口動態

1 現在の人口動態

本市の人口は、図 2.3-1 に示すように、平成 12（2000）年から令和 2（2020）年の 20 年間で約 650 人減の 44,973 人と減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、令和 2（2020）年には 18,075 世帯となりました。また、核家族化の進行により、1 世帯当たり人口が減少傾向にあり、令和 2（2020）年で 2.49 人/世帯です。また、平成 22（2010）年から本市における外国人人口は増加傾向にあり、令和 2（2020）年には 1,986 人となっています。

年齢別人口の割合は、図 2.3-2 に示すように老年人口（65 歳以上）の増加、年少人口（14 歳以下）の減少から少子高齢化が進んでおり、令和 2（2020）年には老年人口の割合が、年少人口の割合の約 2 倍となりました。

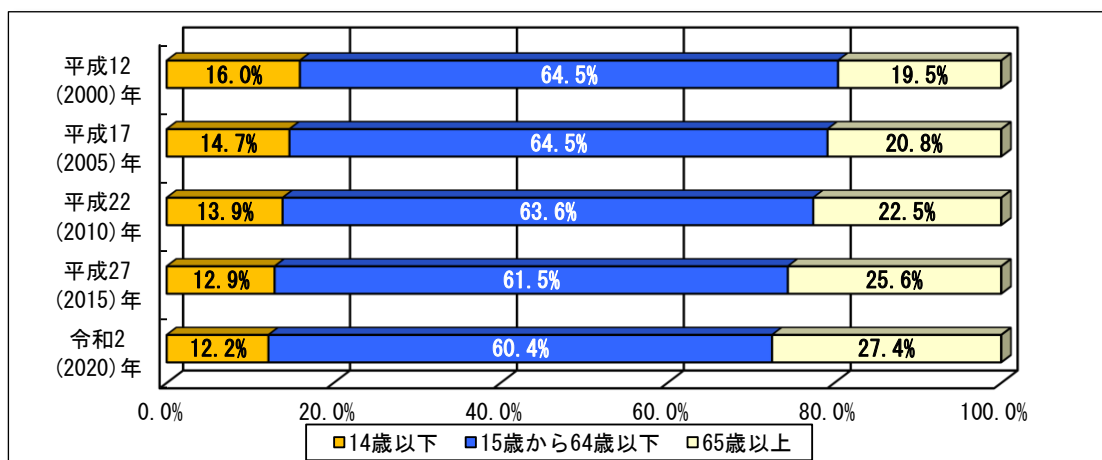
自然増減及び社会増減の動態は、図 2.3-3 及び図 2.3-4 に示すように、出生人数は減少傾向、死亡人数は増加傾向にあります。また、平成 22（2010）年以降、転出入数及び転入人数ともに増加しています。町別の人口比率は、図 2.3-5 に示すように大安町が最も多く、次いで北勢町、員弁町、藤原町の順になっています。



備考：平成 12 年、平成 17 年の外国人人口調査は未実施となります。

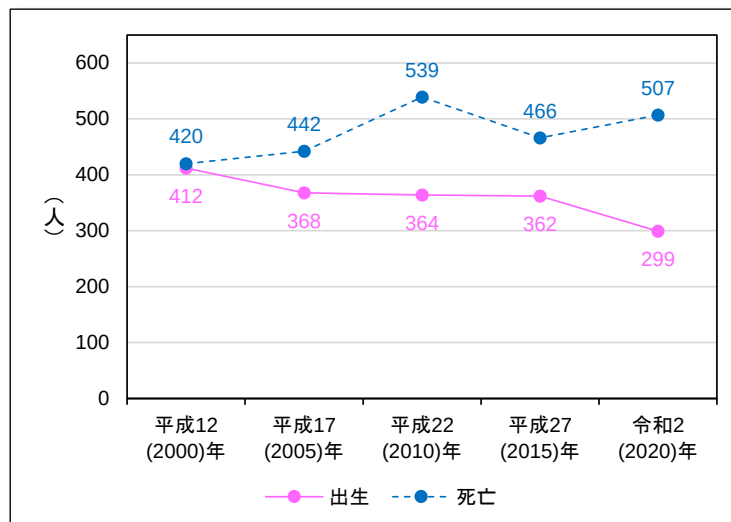
資料：国勢調査

図2.3-1 人口、世帯数及び1世帯当たり人口推移



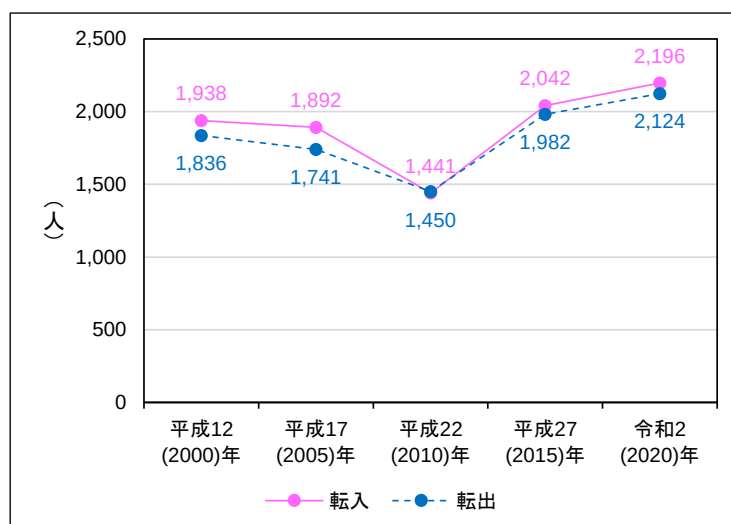
資料：国勢調査

図2.3-2 年齢別人口構成比の推移



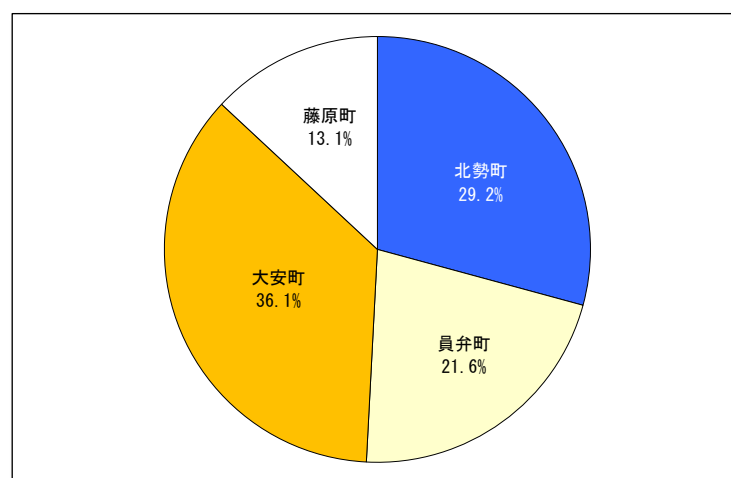
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

図2.3-3 自然増減



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

図2.3-4 社会増減



資料：住民基本台帳（令和3（2021）年 10 月 1 日現在）

図2.3-5 町別の人口比率

2 将来人口

令和2（2020）年2月に改定された「いなべ市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」では、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基に、市独自の推計を行っています。自然増減や社会増減の近年の人口動態から、将来も大きく変動することがないと判断し、本計画でも、市独自推計における将来人口を用いました。

表2.3-1 及び図2.3-6 に示すように、人口は将来的に減少傾向になると推計されており、計画目標年度である令和14（2032）年には、42,135人となる見込みです。

本計画の計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口をもとに推計します。

表2.3-1 将来人口

単位：人

年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
人口	45,640	45,422	45,073	44,875	44,583
実績値					計画初年度
年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和9 (2027) 年	令和10 (2028) 年
人口	44,291	44,000	43,734	43,467	43,201
	推計値	総合計画目標年度	推計値	中間目標年度	推計値
年	令和11 (2029) 年	令和12 (2030) 年	令和13 (2031) 年	令和14 (2032) 年	令和22 (2040) 年
人口	42,934	42,668	42,401	42,135	40,000
	推計値			計画目標年度	人口ビジョン目標年度

備考1：実績値は、住民基本台帳に登録されている10月1日現在の人口となります。

備考2：推計値は総合計画の目標年度及びいなべ市人口ビジョン（令和元年度版）の目標年度から、案分により算出しています。

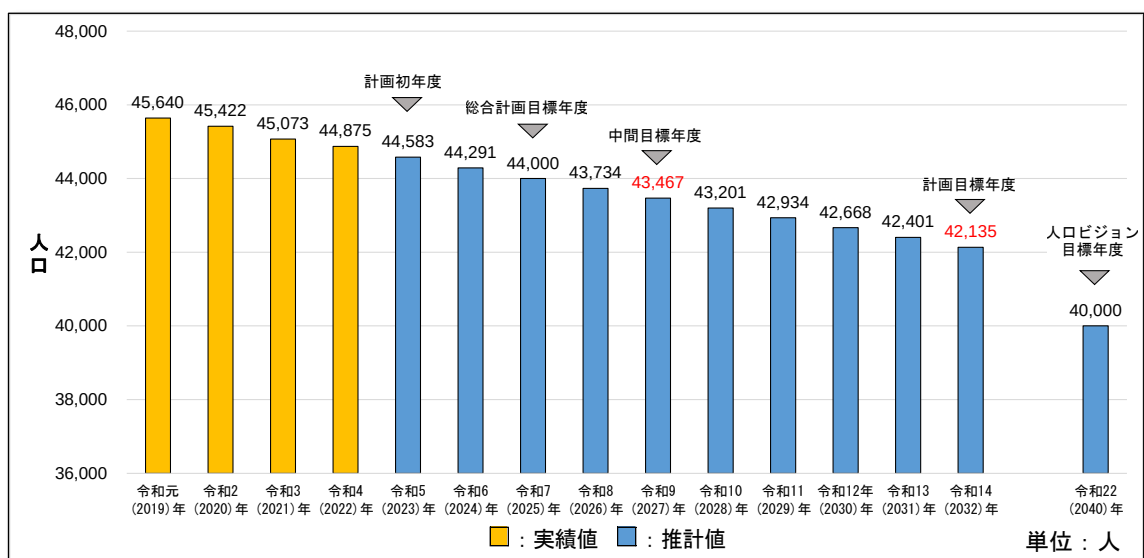


図2.3-6 人口の推移

第4節 産業の動向

本市は、三重県の最北部に位置し、名古屋と関西からのアクセスの良さをいかして企業誘致を積極的に行っており、大手自動車関連企業やセメント工場などからなる工業団地があります。

事業所数及び従業者数の内訳をみると、表 2.4-1 に示すように従業者数では製造業が最も多く、全体の約 6 割を占めています。

また、表 2.4-2 に示すように本市の農業産出額は三重県全体の 2.9%、年間商品販売額は三重県全体の 1.2%、製造品出荷額等は三重県全体の 16.1%を占めています。

表2.4-1 事業所及び従業者数の推移

区 分	平成24(2012)年				平成28(2016)年			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比	(事業所)	構成比	(人)	構成比
第1次産業	24	1.3%	240	0.9%	34	1.9%	306	1.1%
農業, 林業, 漁業	24	1.3%	240	0.9%	34	1.9%	306	1.1%
第2次産業	641	35.5%	17,801	63.9%	590	32.7%	18,426	63.6%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	0.2%	123	0.4%	4	0.2%	94	0.3%
建設業	261	14.5%	1,069	3.8%	233	12.9%	994	3.4%
製造業	376	20.8%	16,609	59.6%	353	19.6%	17,338	59.9%
第3次産業	1,139	63.1%	9,812	35.2%	1,181	65.4%	10,228	35.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	13	0.0%
情報通信業	2	0.1%	9	0.0%	3	0.2%	27	0.1%
運輸業, 郵便業	59	3.3%	1,273	4.6%	63	3.5%	1,220	4.2%
卸売業, 小売業	385	21.3%	2,670	9.6%	379	21.0%	2,434	8.4%
金融業, 保険業	17	0.9%	224	0.8%	16	0.9%	274	0.9%
不動産業, 物品賃貸業	20	1.1%	62	0.2%	31	1.7%	108	0.4%
学術研究, 専門・技術サービス業	36	2.0%	134	0.5%	39	2.2%	259	0.9%
宿泊業, 飲食サービス業	149	8.3%	1,234	4.4%	159	8.8%	1,130	3.9%
生活関連サービス業, 娯楽業	142	7.9%	954	3.4%	141	7.8%	882	3.0%
教育・学習支援業	46	2.5%	128	0.5%	48	2.7%	144	0.5%
医療・福祉	104	5.8%	2,051	7.4%	132	7.3%	2,620	9.0%
複合サービス事業	23	1.3%	269	1.0%	21	1.2%	140	0.5%
サービス業（他に分類されないもの）	156	8.6%	804	2.9%	148	8.2%	977	3.4%
公務（他に分類されるものを除く）	対象外	-	対象外	-	対象外	-	対象外	-
総数	1,804	100%	27,853	100%	1,805	100%	28,960	100%

備考：表示桁数以下にも数値があるため、合計が 100%にならない場合があります。

資料：総務省統計局事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、活動調査

表2.4-2 産業動向

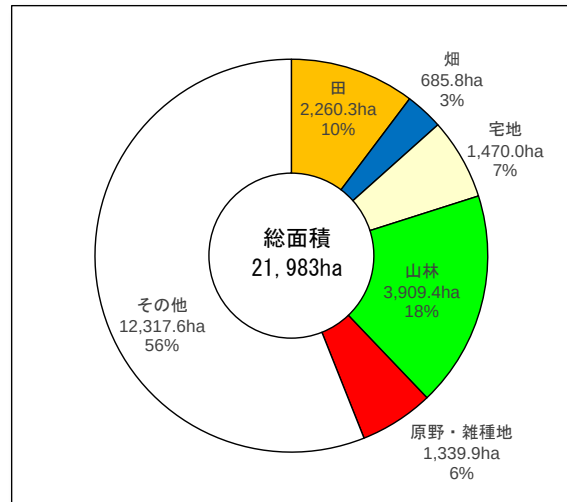
単位：百万円

区 分	いなべ市		三重県	備考
農 業 産 出 額	3,050	2.9%	103,810	令和 2(2020)年市町村別農業産出額
年間商品販売額	42,550	1.2%	3,471,684	平成 26(2014)年商業統計調査
製造品出荷額等	1,722,741	16.1%	10,717,256	令和 2(2020)年工業統計表（製造業計）

第5節 土地利用状況

本市の土地利用状況は、図2.5-1に示すように山林が18%を占めており、農用地（田及び畑）が13%、宅地が7%となっています。

また、本市の令和3（2021）年2月現在の都市計画区域は、表2.5-1に示すように行政区域の約3割を占めており、このうち員弁町では市街化区域と市街化調整区域の指定があり、大安町では用途地域が指定されています。



資料：令和4年刊三重県統計書

図2.5-1 土地利用状況

表2.5-1 都市計画区域面積

地区名	行政区域 面積 (ha)	都市計画区域				準都市 計画区域 用途地域 (ha)	都市計画 区域外 (ha)
		合計 (ha)	市街化 区域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	用途地域 (ha)		
北勢町	—	—	—	—	—	—	—
員弁町	—	2,061.6	209.5	1,852.1	—	—	—
大安町	—	4,066.0	—	—	192.1	—	—
藤原町	—	—	—	—	—	71.5	—
計	21,983.0	6,127.6	209.5	1,852.1	192.1	71.5	15,783.9

備考1：行政区域面積は、町別面積が一部確定していないため未記載としています。

備考2：大安町の都市計画区域面積は、区域が一部確定していないため合計及び用途地域のみ記載しています。

第6節 生活環境

1 大気質の状況

三重県の大気汚染常時監視測定局（大安中学校）における本市の二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の状況は、表 2.6-1 に示すようにいずれも環境基準を達成しています。

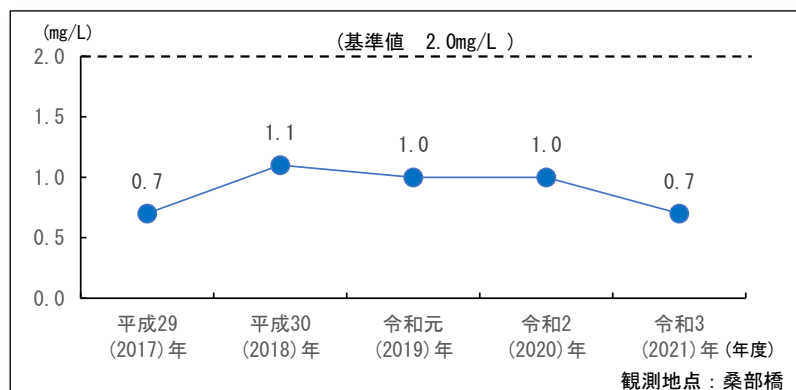
表2.6-1 大気汚染常時監視測定結果（大安中学校）

区分 年度	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)		光化学オキシ ダント(O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	
	年平均値 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値(ppm)	環境基準を 超えた日数 (日)	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)
平成 29 (2017)年度	0.001	0.006	0.013	77	0.013	0.030
平成 30 (2018)年度	0.001	0.006	0.013	59	0.013	0.036
令和元 (2019)年度	0.000	0.006	0.014	70	0.012	0.034
令和 2 (2020)年度	0.000	0.006	0.012	61	0.010	0.032
令和 3 (2021)年度	0.000	0.006	0.011	54	0.010	0.021
環境基準	日平均値 0.04ppm 以下かつ 1 時間値 0.1ppm 以下	日平均値 0.04~0.06ppm		1 時間値 0.06ppm 以下	日平均値 0.10mg/m ³ 以下 かつ 1 時間値 0.20mg/m ³ 以下	

資料：三重県大気汚染常時監視測定結果

2 水環境、水質保全に関する状況

本市の中央部を二級河川員弁川（延長 37km、流域面積 265km²）が流れており、その水系として相場川、田切川、貝野川、山田川、青川、源太川、明智川、宇賀川などが流れています。また、藤原町市には昭和 52（1977）年 3 月に竣工した貯水量 16,400,000m³ の中里ダムがあり、農業・工業・水道用水に利用されています。員弁川は、全域が環境基準類型 A に指定されており、環境基準点（桑部橋）における BOD75%値は、図 2.6-1 に示すように環境基準（2.0mg/L）を達成しており、年々低くなる傾向にあります。



資料：三重県 公共用水域の水質測定結果

図2.6-1 員弁川 BOD75%値経年変化

第7節 将来計画

本市の土地利用構想としては、「第2次いなべ市総合計画」において、以下のとおり土地利用地域を設定し、それぞれの利用方針を定めています。

1 中心市街地と地域拠点

拠点施設の整備や秩序ある開発の誘導を図るとともに、安全で快適な生活空間や自然と調和した居住環境の創出、街並み、景観などに配慮した市街地の整備を進め、人口の集積と定住を図ります。東海環状自動車道の整備が計画されている周辺地域についても計画的な開発を促し、土地の有効活用を図ります。また、市内の各拠点地域においても、商業、サービス、住居等の多様な機能の効果的な整備を図ります。

2 産業拠点

近接する居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、健全な産業活動が営まれるような環境の整備と員弁川沿いに広がる優良農地等の保全を図ります。また、高速道路への近接性をいかした、さらなる企業誘致を進め、人や物、情報の集積及び発信の場として一層の機能拡大を図ります。

3 緑の拠点

山林や緑地などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然をいかした憩いやレクリエーションの場として適正に活用します。自然や緑とのふれあいを通じ、市内外の人々が憩い、楽しみ、安らぎを感じながら、多様な交流が生まれる空間としての整備や保全を図ります。



にぎわいの森



聖宝寺 紅葉



北勢線と藤原岳



青川峡キャンプパーク

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

第1項 ごみ処理概要

現状のごみ分別区分及びごみ処理主体を、表 3.1-1 に示します。家庭系一般廃棄物は、直営又は委託による収集運搬、市民による自己搬入を行い、市の処理施設や再生事業者にて中間処理を行います。最終的には資源化や市の最終処分場にて埋立処分を行います。

「廃棄物処理法」第3条第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は市の許可業者による運搬を行い、市の処理施設や事業者等により中間処理及び最終処分を行います。

表3.1-1 ごみ分別区分及びごみ処理主体

分 別 区 分			処 理 主 体			
			収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分	
家庭系一般廃棄物	燃やすごみ		個人/市/委託	市	再生事業者	
	燃やさないごみ	金 物 類	個人/市/委託	市	再生事業者	
		ガラス・陶磁器類	個人/市/委託	市	市	
	資源ごみ	プラスチック製容器包装ごみ		個人/委託	市	再生事業者
		ペットボトル		個人/委託	市	再生事業者
		ビン	無 色 透 明	個人/委託	再生事業者	再生事業者
			茶 色			
			そ の 他			
		缶	アルミ缶	個人/委託	市/再生事業者	再生事業者
			スチール缶			
		紙 パ ッ ク		個人/委託	再生事業者	再生事業者
		廃 食 用 油		個人/委託	再生事業者	再生事業者
		乾 電 池		個人/委託	再生事業者	再生事業者
		蛍光管・電球		個人/委託	市/再生事業者	再生事業者
		古 紙 類		個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者
		古 布 類		個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者
	粗 大 ご み		個人	市/再生事業者	市/再生事業者	
事業系一般廃棄物			事業者/許可業者	市/事業者	再生事業者	

備考：紙パック、廃食用油、乾電池、古紙類及び古布類は市で保管し、再生事業者へ搬出しています。

第2項 ごみ処理体系

1 ごみ処理体系

本市の令和3（2021）年4月以降のごみ処理体系を、図3.1-1に示します。

家庭系一般廃棄物について、燃やすごみは、あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理し、焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破碎選別処理し、可燃物は焼却処理、鉄及びアルミは資源回収、不燃物は埋立処分しています。

資源ごみのうち、プラスチック製容器包装ごみ及びペットボトルは、あじさいクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、再生事業者へ搬出しています。

アルミ缶は、社会福祉法人で圧縮処理後、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

スチール缶は、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で圧縮処理後、ストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

ビン、紙パック及び廃食用油は、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

乾電池、古紙類及び古布類は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場、員弁リサイクルセンター（以下、「粗大ごみ場」という。）で保管し、再生事業者へ搬出しています。

蛍光管・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場で破碎処理し、再生事業者へ搬出しています。

粗大ごみは、解体及び分別し、可燃物は、あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理、不燃物は大安一般廃棄物最終処分場、藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。金属、小型家電、刈草・剪定枝、木材・木質廃棄物、プラスチック等は、民間業者及び再生事業者へ搬出しています。

事業系一般廃棄物については、あじさいクリーンセンター又は民間業者にて処理し、再生事業者へ搬出しています。

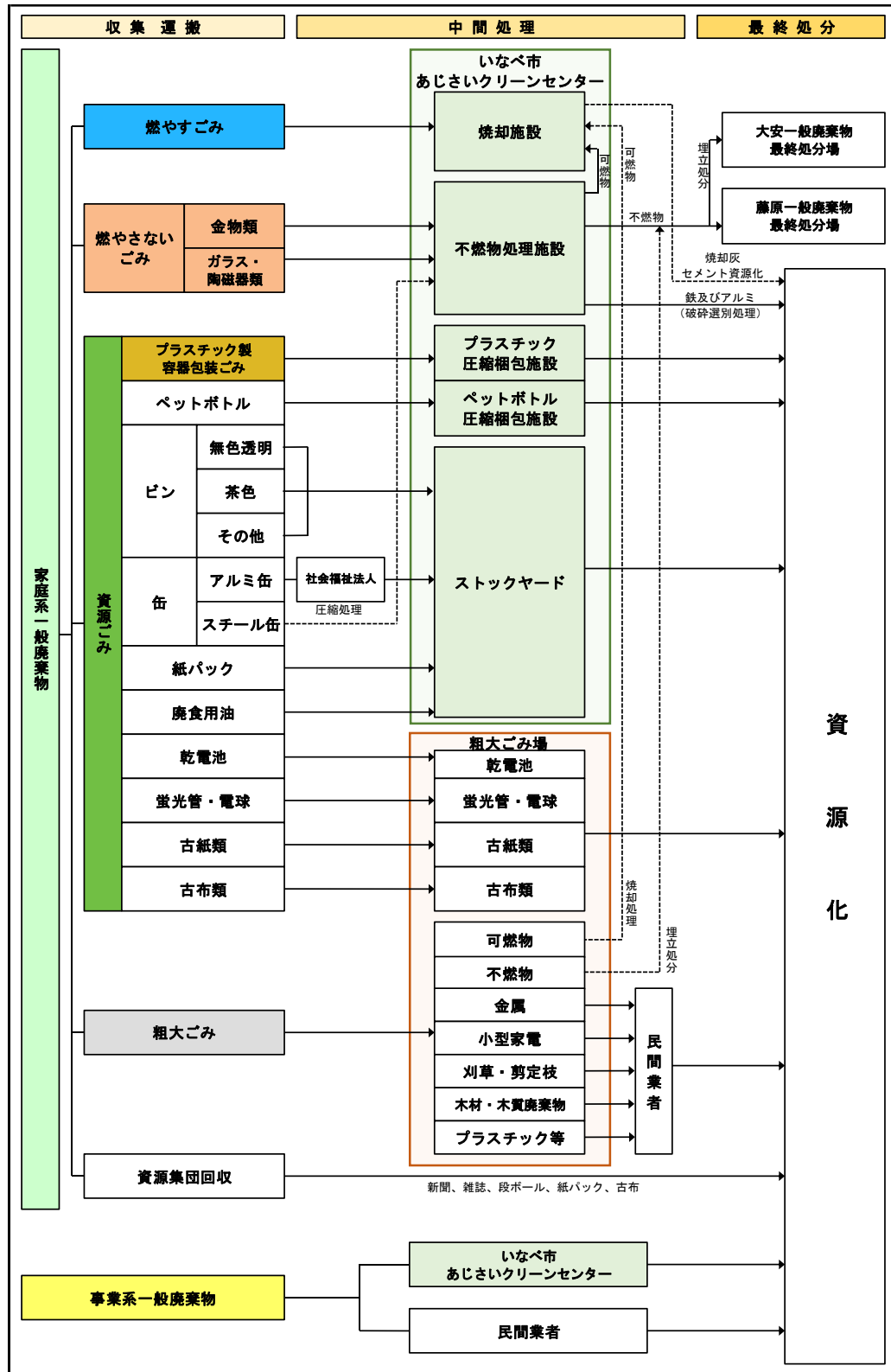


図3.1-1 ごみ処理体系

2 収集運搬体制

現在、本市では行政区域全域を収集区域としており、ごみ運搬方法及び収集頻度は表3.1-2に示します。本市では、ステーション方式による収集運搬又はごみ処理施設への自己搬入を行っています。平成19（2007）年4月からは分別区分を統一し、家庭系一般廃棄物のうち、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装ごみは、市の指定袋による収集としています。なお、古紙類、古布類及び粗大ごみについては、粗大ごみ場へ自己搬入としています。

また、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬を行い、あじさいクリーンセンターや民間業者にて処理をしています。あじさいクリーンセンターで処理を行う場合には、処理手数料（100kg以下2,000円、100kg超200円/10kg加算）を徴収しています。

平成19（2007）年4月の分別区分統一後、北勢町、大安町及び藤原町の3町は、あじさいクリーンセンターへ、員弁町は、桑名広域清掃事業組合の資源循環センターへ搬出していました。しかし、令和3（2021）年3月31日を以て、桑名広域清掃事業組合を脱退したことに伴い、令和3（2021）年4月1日より市内の全てのごみを、あじさいクリーンセンターへ搬入しています。

表3.1-2 ごみ運搬方法及び収集頻度

分 別 区 分				方 法	頻 度
家庭系一般廃棄物	燃やすごみ			収集	週2回（指定袋）
	燃やさないごみ		金 物 類	収集	月1回（コンテナ）
			ガラス・陶磁器類	収集	月1回（コンテナ）
	資 源 系 一般廃棄物	プラスチック製容器包装ごみ		収集	週1回（指定袋）
		ペットボトル		収集	月2回 （回収ネット又はコンテナ）
		ビン	無 色 透 明	収集	月2回（コンテナ）
			茶 色		
			そ の 他		
		缶	ア ル ミ 缶	収集	月2回 （回収ネット又はコンテナ）
			スチール缶		
		紙 パ ッ ク		収集	月2回（コンテナ）
		廃 食 用 油		収集	月2回（ポリタンク）
		乾 電 池		収集・持込	年3回（コンテナ）
		蛍光管・電球		収集・持込	年3回（コンテナ）
		古 紙 類		持込	—
		古 布 類		持込	—
粗 大 ご み		持込	—		
事業系一般廃棄物			許可運搬・持込	—	

備考：乾電池及び蛍光管・電球は、粗大ごみ場への自己搬入も可能としています。

3 中間処理体制

あじさいクリーンセンターの概要を表 3.1-3 に、リサイクル施設の概要を表 3.1-4 に示します。また、あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

表3.1-3 あじさいクリーンセンターの概要

施設名	いなべ市あじさいクリーンセンター			
所在地	いなべ市北勢町京ヶ野新田 5 番地 12			
敷地面積	7,612.8m ²			
竣工年月	平成 5（1993）年 12 月		平成 19 （2007）年 9 月	平成 12 （2000）年 6 月
施設区分	焼却施設	不燃物処理施設	プラスチック 圧縮梱包施設	ペットボトル 圧縮梱包施設
処理能力	50t/日 （25t/10h×2 炉）	15t/5h	4t/5h	1.5t/5h
処理方式	機械化バッチ 燃焼式	破碎選別処理方式	圧縮梱包方式	圧縮梱包方式
設備概要	受入供給：ピット& クレーン ガス冷却：水噴射 式 排ガス処理：バグ フィルター＋塩化水素 除去装置 排水処理：再循環 無放流 灰処理：委託（セ メント資源化）	破碎機：二軸式破 碎機 選別：磁力選別、 粒度選別、アルミ 選別、風力選別 （鉄・アルミ・不燃 物・可燃物） 圧縮：金属圧縮機	受入供給：破袋 選別：手選別 再生：圧縮梱包	受入供給：破袋 選別：手選別 再生：圧縮梱包
管理体制	直営			

表3.1-4 リサイクル施設の概要

施設名	いなべ市 北勢粗大ごみ場	いなべ市 大安粗大ごみ場	いなべ市 藤原粗大ごみ場	いなべ市 員弁リサイクル センター
所在地	いなべ市北勢町 向平 798 番地 1	いなべ市大安町 石樽下 381 番地 4	いなべ市藤原町 鼎 1400 番地	いなべ市員弁町 石仏 1866 番地 1
施設区分	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
処理方式	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別
管理体制	直営	直営	直営	直営

4 最終処分体制

本市では、表 3.1-5 に示す最終処分場で、破碎選別処理後の不燃物や粗大ごみ場に自己搬入された不燃物の埋立処分を行っており、いずれの最終処分場も安定型最終処分場（しゃ水工及び浸出水処理無し）です。

表3.1-5 最終処分場の概要

施設名	大安一般廃棄物最終処分場	藤原一般廃棄物最終処分場
所在地	いなべ市大安町石樽東 1610 番地	いなべ市藤原町鼎 1400 番地
埋立開始	平成 11（1999）年	昭和 59（1984）年
埋立面積	7,508m ²	15,013m ²
埋立容量	25,000m ³	90,424m ³
残余容量	約 8,000m ³	約 47,180m ³
管理体制	直営	直営



あじさいクリーンセンター

第3項 ごみ処理量実績

1 ごみ総排出量の実績

本市のごみ総排出量（家庭系一般廃棄物排出量＋事業系一般廃棄物排出量）は、図3.1-2に示すように過去5年間で増加しており、令和3（2021）年度では13,611t/年となります。このうち、家庭系一般廃棄物は、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて増加している一方で、事業系一般廃棄物は、ほぼ横ばいに推移しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛が要因として考えられます。

また、1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の排出量は、表3.1-6に示すように増加傾向を示しており、令和3（2021）年度で家庭系一般廃棄物が641g/人・日となります。

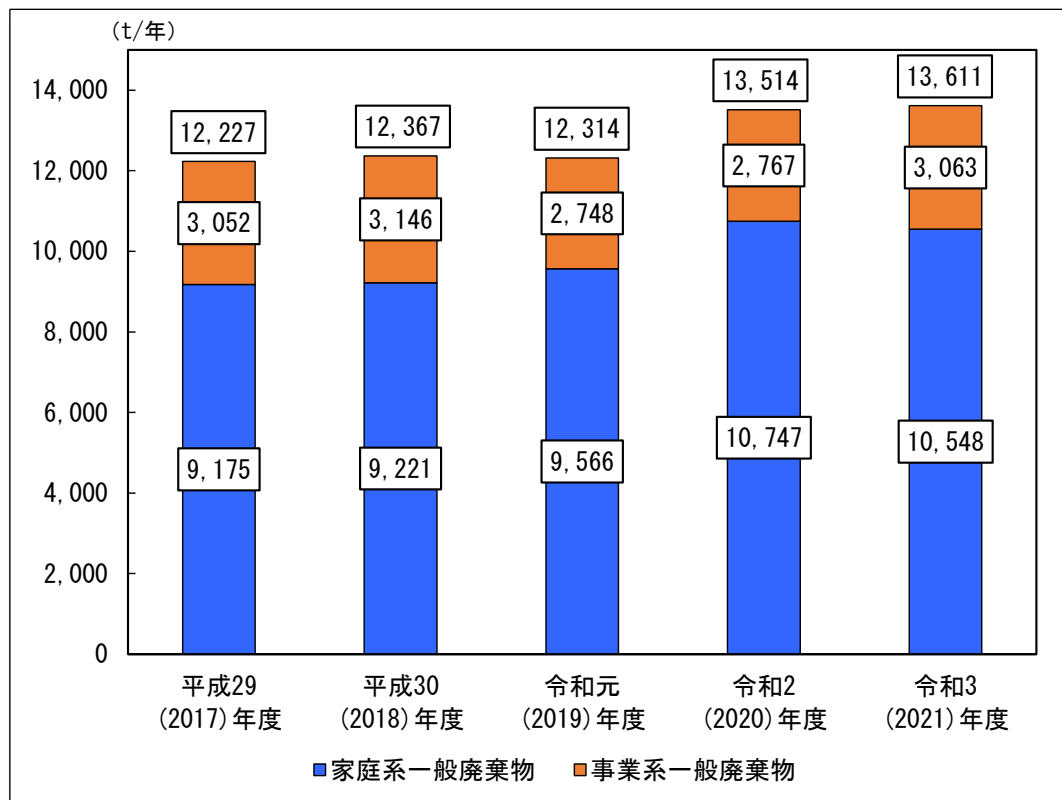


図3.1-2 ごみ総排出量の実績

第3章 ごみ処理基本計画

表3.1-6 ごみ総排出量の実績

単位：t/年

年度 区分		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	備考
人口（人）		45,671	45,565	45,640	45,422	45,073	住民基本台帳(人口) 各年10月1日現在
家庭系一般廃棄物	燃やすごみ	6,996	7,221	7,355	7,438	7,153	
	燃やさないごみ	164	190	181	206	203	
	資源ごみ	670	691	691	686	660	
	粗大ごみ	1,345	1,119	1,339	2,417	2,532	
	合計	9,175	9,221	9,566	10,747	10,548	
	g/人・日	550	554	574	648	641	
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	3,015	3,134	2,723	2,753	3,051	
	燃やさないごみ	34	11	22	13	12	
	粗大ごみ	3	1	3	1	0	
	合計	3,052	3,146	2,748	2,767	3,063	
ごみ総排出量	燃やすごみ	10,011	10,355	10,078	10,191	10,204	
	燃やさないごみ	198	201	203	219	215	
	資源ごみ	670	691	691	686	660	
	粗大ごみ	1,348	1,120	1,342	2,418	2,532	
	合計	12,227	12,367	12,314	13,514	13,611	
	g/人・日	733	744	739	815	827	

表3.1-7 ごみ総処理量の実績

単位：t/年

年度 区分		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	備考
ごみ総処理量	燃やすごみ	10,634	10,879	10,940	10,903	11,656	燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみからの可燃物を含む
	燃やさないごみ	91	107	101	111	134	
	資源ごみ	1,502	1,381	1,273	2,500	1,821	粗大ごみからの資源物を含む
	合計	12,227	12,367	12,314	13,514	13,611	
ごみ処理別量	焼却処理量	8,739	8,973	10,037	10,903	11,656	
	RDF処理量	1,895	1,906	903	—	—	令和元（2019）年度脱退
	総資源化量	3,507	3,370	2,657	3,329	2,883	
	内再生利用料	1,502	1,381	1,273	2,500	1,821	
	内焼却残渣	856	854	884	829	1,062	あじさいクリーンセンターのみ
	内RDF生成量	1,149	1,135	500	—	—	令和元（2019）年度脱退
	リサイクル率	28.7%	27.2%	21.6%	24.6%	21.2%	
	最終処分量	91	107	101	111	134	
	合計	12,227	12,367	12,314	13,514	13,611	

2 ごみ処理量の実績

(1) 焼却処理量及び総資源化量

本市の焼却処理量は、図 3.1-3 に示すように、令和元（2019）年度に桑名広域清掃事業組合の資源循環センター（RDF 化施設）から脱退したことに伴い増加しています。

総資源化量は、図 3.1-4 に示すように、令和 3（2021）年度のリサイクル率（総資源化量÷ごみ総排出量）は 21.2%となっており、令和 2（2020）年度の全国平均 20.0%や三重県平均 20.4%を上回っています。（出典：環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果）

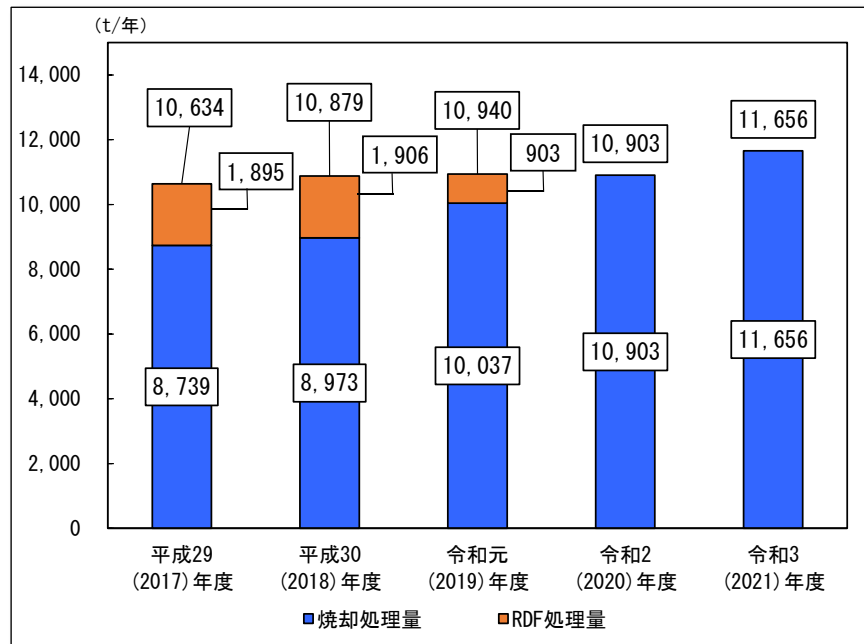


図3.1-3 焼却量及び RDF 処理量の実績

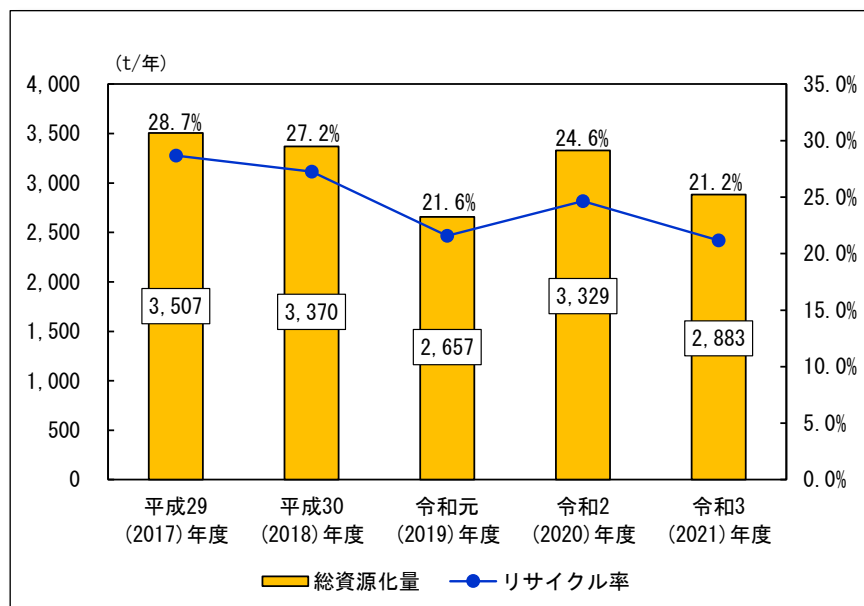


図3.1-4 総資源化量及びリサイクル率

(2) 資源ごみ分別収集

本市では、合併前から各町において資源ごみの分別収集を実施しています。分別区分は、プラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、ビン（無色透明・茶色・その他）、缶（アルミ缶・スチール缶）、紙パック、廃食用油、乾電池、蛍光管・電球、古紙類（新聞・雑誌・段ボール）及び古布類となります。

過去5年間の分別収集実績を、表3.1-8に示します。

表3.1-8 資源ごみ分別収集実績

単位：t/年

年度 区分		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
プラスチック製 容器包装ごみ		264	270	273	274	266
ペットボトル		58	60	58	58	60
ビン	無色透明	70	82	80	84	79
	茶 色	80	78	75	71	68
	そ の 他	28	28	30	29	28
	計	178	188	185	184	175
缶	アルミ缶	34	35	36	38	40
	スチール缶	31	29	27	28	26
	計	65	64	63	66	66
紙パック		5	5	5	5	5
廃食用油		6	6	6	6	6
乾電池		10	10	14	14	14
蛍光管・電球		5	5	5	5	7
古紙類	新聞	25	19	18	15	15
	雑誌	21	30	30	20	17
	段ボール	18	19	19	23	13
	計	64	68	67	58	45
古布類		15	15	15	16	16
合計		670	691	691	686	660

(3) 中間処理施設での資源回収

燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破碎選別処理し、鉄及びアルミを資源回収しています。

あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

また、粗大ごみは、各粗大ごみ場で解体及び分別し、金属、小型家電、刈草・剪定枝、木材・木質廃棄物及びプラスチック等は、民間業者及び再生事業者へ搬出しています。

過去5年間の中間処理施設での資源化量の実績を、表3.1-9に示します。

表3.1-9 中間処理施設での資源化量の実績

単位：t/年

年度		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
区分						
燃やさないごみ	鉄	46	15	18	22	25
	アルミ	12	4	5	6	10
	計	58	19	23	28	35
焼却灰		856	854	884	829	1,062
粗大ごみ	金属	373	197	284	278	233
	小型家電	—	3	100	125	136
	刈草・剪定枝	433	317	288	858	648
	木材・木質廃棄物	19	13	6	196	228
	プラスチック等	43	47	45	71	109
	計	868	577	723	1,528	1,354
合計		1,782	1,450	1,630	2,385	2,451

備考：小型家電は、平成30年（2018）年度より資源化しています。

第4項 ごみ組成

本計画策定に合わせて、4 町の内人口の多い北勢町及び大安町の 2 町の燃やすごみを対象にごみ組成調査を行いました。はじめに、ごみの種類ごとに集計した重量組成（2 町合計）を図 3.1-5 に示します。ごみの種類に着目してみると、燃やすごみの重量組成は、紙類が 39.4%と最も高く、次いで生ごみ類が 24.9%、プラスチック類が 17.7%でした。

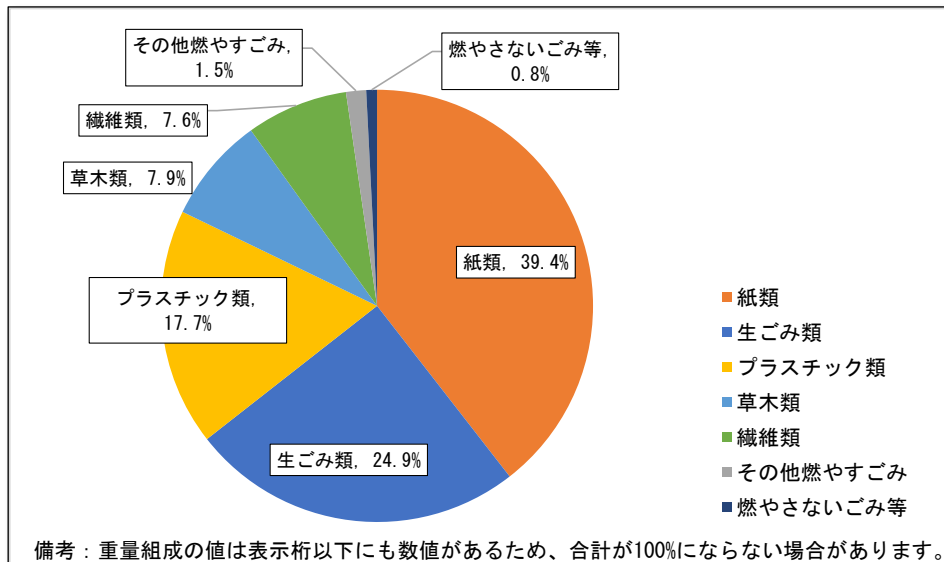


図3.1-5 ごみ種類別の重量組成

次に、分別区分ごとに集計した重量組成（2 町合計）を図 3.1-6 に示します。分別区分に着目してみると、燃やすごみの重量組成は、燃やすごみが 66.6%、燃やさないごみが 0.8%、資源ごみが 32.5%でした。これにより燃やすごみの中に、33.3%の他のごみ分別区分が混入しているため、適正分別に課題があることが分かります。

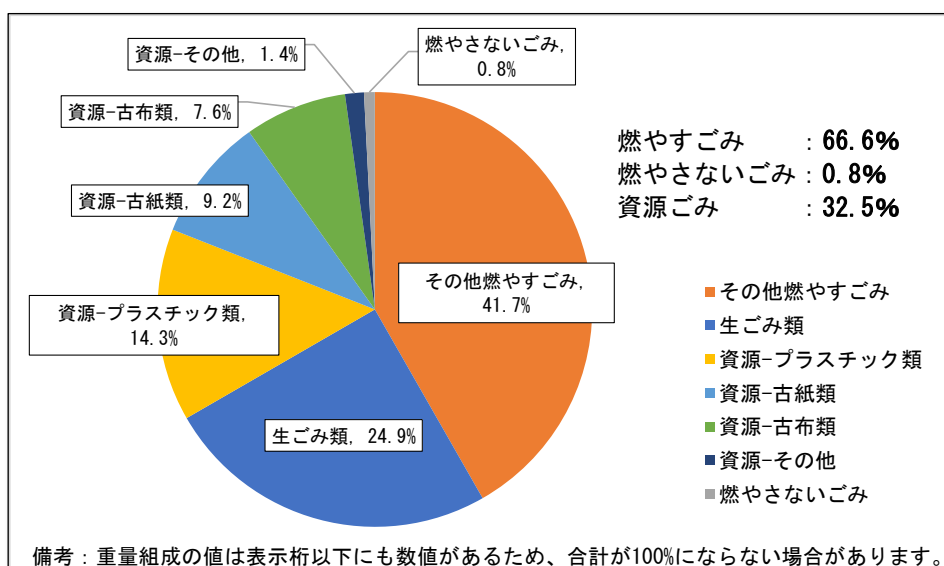


図3.1-6 ごみ分別区分ごとの重量組成

次に、ごみの組成と資源化可否について、表 3.1-10 に示します。

資源ごみ 32.5%の内訳は、プラスチック製容器包装ごみが 14.3%、古紙類が 9.2%、古布類が 7.6%、ペットボトルが 1.3%、缶が 0.1%と判明しました。上記の結果より燃やすごみの中には、資源化可能なものが多く含まれていることが分かります。

また、生ごみ類も 24.9%と多く含まれており、食品ロス（手つかず・調理くず・食べ残し）の削減や生ごみリサイクル及び減量化が必要だと分かります。

表3.1-10 ごみの組成と資源化可否

単位：％

分別区分	資源化可否	大分類	中分類	小分類	重量組成		
					北勢町	大安町	2町合計
燃やすごみ	不可	燃やすごみ 計			74.0	55.1	66.6
		生ごみ類	生ごみ類 計		24.2	26.0	24.9
			調理前に廃棄されたもの（手つかず食品）		4.1	6.7	5.1
			調理くず（主に不可食部分）		9.1	7.8	8.6
			料理などの食べ残し		7.4	8.3	7.8
			その他の食品廃棄物		3.6	3.2	3.4
		紙類	紙類 計		37.6	18.3	30.2
			新聞紙	ごみを包んだもの	0.6	0.0	0.4
			その他の紙類		37.0	18.3	29.8
		プラスチック類	プラスチック類 計		0.8	4.3	2.1
				ごみを包んだもの	0.8	1.1	0.9
			その他のプラスチック類		0.0	3.2	1.2
草木類			9.5	5.4	7.9		
ゴム・皮革類			0.2	0.1	0.1		
その他の可燃物			1.7	1.0	1.4		
燃やさないごみ	不可	燃やさないごみ 計			1.0	0.3	0.8
		金物類			0.3	0.2	0.3
		ガラス・陶磁器類			0.0	0.0	0.0
		その他の不燃物			0.7	0.1	0.5
資源ごみ	可	資源ごみ 計			25.0	44.7	32.5
		プラスチック製容器包装ごみ	プラスチック製容器包装ごみ 計		14.1	14.9	14.3
			発泡トレイ	白色	0.2	0.3	0.2
				色・柄付	0.3	2.2	1.0
			レジ袋	そのまま捨てたもの	0.0	0.5	0.2
		その他プラスチック製容器包装ごみ		13.6	11.9	12.9	
		ペットボトル			0.9	1.9	1.3
		ビン	無色透明・茶色・その他		0.0	0.0	0.0
		缶	アルミ缶・スチール缶		0.1	0.0	0.1
		古紙類	古紙類 計		6.4	13.8	9.2
			新聞紙	そのまま捨てたもの	0.4	1.2	0.7
			雑誌		0.0	0.0	0.0
			段ボール		0.0	0.0	0.0
			紙バック		0.8	2.4	1.4
		紙製容器包装ごみ		5.2	10.2	7.1	
		古布類	繊維類		3.5	14.1	7.6

備考 1：重量組成（2 町合計）は 2 町の各項目の排出量を総排出量で除した値となります。

備考 2：重量組成の値は表示桁以下にも数値があるため、合計が 100%にならない場合があります。

第5項 処理費用

1 処理経費

本市の過去5年間におけるごみ処理経費は、表3.1-11及び図3.1-7に示すように、令和2（2020）年度まで増加していましたが、令和3（2021）年度は減少しています。

また、市民1人当たりの処理経費をみると、令和3（2021）年度で16,700円/人であり、令和2年（2020）度の全国平均11,801円/人よりも高くなっています。（出典：環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果）

表3.1-11 ごみ処理経費の実績

単位：千円

年度			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
区分			(2017) 年度	(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	
建築及び改良費	工事費	収集運搬施設	2,158	2,133	2,418	7,780	2,696	
		中間処理施設	0	0	0	54,261	215	
		最終処分場	0	0	34,839	0	47,451	
		その他	0	2,257	1,134	0	0	
	調査費		0	0	2,743	10,038	4,759	
	組合分担金		104,195	88,776	61,186	28,959	0	
	計		106,353	93,166	102,320	101,038	55,121	
処理及び維持管理費	人件費	技能職	一般職	75,167	62,825	57,125	58,894	59,663
			収集運搬	15,098	18,545	17,123	18,025	9,949
			中間処理	52,386	45,482	54,509	57,622	71,291
			最終処分	7,726	5,556	4,715	4,916	7,482
	処理費	収集運搬	9,687	10,011	8,711	10,610	11,002	
		中間処理費	97,054	121,851	150,566	164,081	190,982	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	0	11,285	
	委託費	収集運搬費	97,051	99,571	102,488	125,900	176,556	
		中間処理費	54,719	55,789	35,450	79,033	60,767	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	17,877	19,750	21,206	22,618	18,111	
	組合分担金		108,222	93,260	131,215	123,721	72,210	
	調査研究		14,071	4,748	5,346	4,880	3,585	
	計		549,058	537,388	588,454	670,300	692,883	
その他			5,684	5,600	5,346	4,880	4,720	
合計			661,095	636,154	696,120	776,218	752,724	
ごみ排出量1t当たり(円／t)			54,068	51,440	56,531	57,438	55,303	
	排出量(t／年)		12,227	12,367	12,314	13,514	13,611	
市民1人当たり(円／人)			14,475	13,961	15,252	17,089	16,700	
	人口(人)		45,671	45,565	45,640	45,422	45,073	

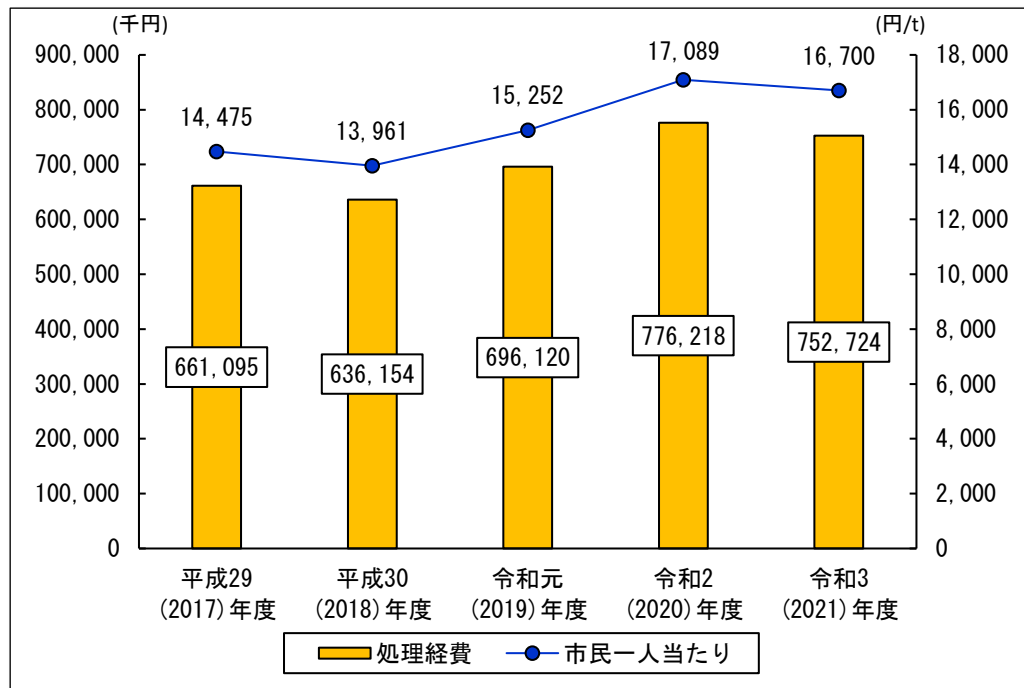


図3.1-7 ごみ処理経費の推移

2 家庭用生ごみ堆肥化容器購入に対する支援額

本市では、合併前から各町において家庭用生ごみ堆肥化容器の購入に対する支援制度を導入しており、合併後も「いなべ市生ごみ減量化事業補助金制度」により、家庭内で発生する生ごみの減量化を促進しています。

補助の対象は、1世帯当たり簡易式容器と電動式容器を、それぞれ1基を限度に容器1基当たりの購入金額の1/2以内（5,000円を上限）の補助金を交付しています。家庭用生ごみ堆肥化容器の購入補助実績を、表3.1-12に示します。なお、生ごみ堆肥化容器による減量化量を試算すると、耐用年数を5年として、生ごみの発生量を250g/人・日（汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領より）、そのうち約8割が堆肥化されるものとし、1世帯当たり2.5人とする、現状で年間約12tの生ごみが堆肥化されていることになります。

$$250\text{g/人・日} \times 0.8 \times 67\text{基(世帯)} \times 2.5\text{人/世帯} \times 365\text{日} \div 12\text{t/年}$$

表3.1-12 家庭用生ごみ堆肥化容器補助の実績

年度		平成29 (2017)年	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	合計
区分	電動式容器(件)	2	2	4	6	12	26
	実績	1,068	1,070	1,074	1,080	1,092	
	簡易式容器(件)	8	7	7	12	7	41
	実績	1,633	1,640	1,647	1,659	1,666	
	合計(件)	10	9	11	18	19	67
	実績	2,701	2,710	2,721	2,739	2,758	

第6項 国、三重県及び関係市町村の動向

1 国の動向

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国が定める基本方針」という。）（平成13年5月7日環境省告示第34号）を公表しており、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）では、取組目標として一般廃棄物の減量化目標を設定しています。国の減量化目標等を整理し、表3.1-13に示します。

表3.1-13 国の減量化目標等

区 分	国が定める基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画
目 標 年 度	令和2（2020）年度	令和7（2025）年度
ごみ排出量	約12%削減 （平成24（2012）年度比）	1人1日当たりのごみ排出量 850g/人・日
リサイクル率	約27%	—
最終処分量	約14%削減 （平成24（2012）年度比）	約77%削減 （平成12（2000）年度比）

2 三重県内の動向

(1) 広域環境基本計画

「桑名・員弁広域環境基本計画」（平成26（2014）年3月）では、桑名・員弁広域地域として本市、桑名市、木曽岬町及び東員町で構成されています。計画期間は、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までの10年間です。令和5（2023）年度の計画期間終了に伴い、新たに令和6年度実施に向けて計画策定しています。

(2) 三重県循環型社会形成推進計画

三重県は、令和3（2021）年3月に「廃棄物処理法」に基づく「三重県循環型社会形成推進計画」を策定し、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「ごみゼロ社会実現プラン」（平成17（2005）年3月）において、ごみ減量のための減量化目標を設定しています。県の減量化目標等を整理し、表3.1-14に示します。

表3.1-14 三重県の減量化目標等

区分	三重県循環型社会形成推進計画	ごみゼロ社会実現プラン
目標年度	令和7(2025)年度	令和7(2025)年度
ごみ排出量	1人1日当たりのごみ排出量 902g/人・日	三重県内でのごみ総排出量 家庭系 375,000t
リサイクル率	27.3%	50.0%
最終処分量	10,000t	三重県ごみ総排出量のうち 最終処分された量 0t

(3) 関係市町の動向

桑名・員弁地域のうち、本市（員弁町）、桑名市、木曽岬町及び東員町は桑名広域清掃事業組合の資源循環センターにて広域処理を行っていましたが、本市は令和3（2021）年3月31日を以て、桑名広域清掃事業組合を脱退しました。

本市、桑名市、木曽岬町及び東員町のごみ処理状況を、表3.1-15に示します。本市の1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は648gであり、桑名市に次いで2番目に多くなっています。

表3.1-15 いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町のごみ処理状況

区 分		いなべ市	桑 名 市	木曽岬町	東 員 町	
令和 2（2020）年度実績	人口（人）		45,422	141,458	6,200	25,931
	家庭系一般廃棄物（t/年）		10,747	38,767	1,385	5,739
	（g/人・日）		648	751	612	606
	事業系一般廃棄物（t/年）		2,767	14,534	138	756
	（g/人・日）		167	281	61	80
	ごみ排出量（t/年）		13,514	53,301	1,523	6,495
	（g/人・日）		815	1,032	673	686
	集団回収量（t/年）		0	0	94	682
	（g/人・日）		0	0	42	72
	ごみ総排出量（t/年）		13,514	53,301	1,617	7,177
	（g/人・日）		815	1,032	715	758
リサイクル率（%）		24.6	14.4	26.8	28.3	
資源ごみ分別区分	プラスチック製容器包装ごみ		○	○	○	○
	ペットボトル		○	無色・色つき	○	○
	ビン		無色・茶色・その他	無色・茶色・その他	無色・茶色・その他	無色・茶色・その他
	缶		アルミ・スチール	アルミ・スチール	アルミ・スチール	アルミ・スチール
	紙パック		○	○	○	○
	古紙類		○	○	○	○
	古布類		○	○	○	○
	その他		廃食用油	小型家電	－	－
有料化の状況	家庭系一般廃棄物	燃やすごみ	家庭用もえるごみ指定袋： 大 15 円/枚 小 10 円/枚	可燃ごみ指定袋： 大 20 円/枚 小 14 円/枚	可燃物用指定袋： 大 20 円/枚 小 14 円/枚	可燃物用指定袋： 大 20 円/枚 小 14 円/枚
		燃やさないごみ	－	不燃ごみ指定袋： 20 円/枚	不燃物用指定袋： 20 円/枚	不燃物用指定袋： 20 円/枚
		資源ごみ	プラスチック製容器包装ごみ指定袋： 15 円/枚	プラスチックごみ用指定袋： 20 円/枚	プラスチックごみ用指定袋： 20 円/枚	プラスチックごみ用指定袋： 20 円/枚
		粗大ごみ	無料	シール：300 円/枚 （300～600 円/個）	一律 50 円	無料
		持込	無料	桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森） 100kg 以下 2,000 円、100kg 超～200 円/10kg		
	事業系一般廃棄物	100kg 以下 2,000 円 100kg 超～200 円/10kg	桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森） 100kg 以下 2,000 円、100kg 超～200 円/10kg			

備考：本市以外のごみ排出量等の実績は、環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

第7項 地域の関係法令等

1 三重県の廃棄物関係条例等

三重県が定める廃棄物関係条例等は、以下のとおりです。

■ 三重県の廃棄物関係条例等

- 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成 13 年 3 月 27 日 条例第 46 号）
- 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成 13 年 9 月 25 日 規則第 80 号）

2 本市における廃棄物関係条例等

本市が定める廃棄物関係条例等は、以下のとおりです。

■ 市の廃棄物関係条例等

- いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 100 号）
- いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 15 年 12 月 1 日 規則第 73 号）
- いなべ市あじさいクリーンセンター条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 101 号）
- いなべ市あじさいクリーンセンター規則（平成 15 年 12 月 1 日 規則第 74 号）
- いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 102 号）
- いなべ市環境基本条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 104 号）
- いなべ市環境保全条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 105 号）
- いなべ市環境保全条例施行規則（平成 15 年 12 月 1 日 規則第 77 号）
- いなべ市生ごみ減量化事業補助金交付要綱（平成 15 年 12 月 1 日 告示第 34 号）
- いなべ市環境美化条例（平成 15 年 12 月 1 日 条例第 109 号）
- いなべ市環境美化条例施行規則（平成 15 年 12 月 1 日 規則第 81 号）
- いなべ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和元年 3 月 25 日 条例第 12 号）
- いなべ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（令和元年 7 月 25 日 規則第 6 号）

第2節 ごみ処理の課題

第1項 施策の現状

本市が、これまで実施してきたごみ処理に係る施策等を、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示します。

表3.2-1 ごみ処理に係る施策等(1)

施 策		内 容
発生及び排出抑制	生ごみ減量化に対する支援	家庭内で発生する生ごみの減量化を促進するため、「いなべ市生ごみ減量化事業補助金交付要綱」により、簡易式容器と電動式容器の購入に対して補助金を交付しています。
	ごみ分別の広報	HPや情報誌 Link 等にて、ごみの減量化、資源化及び排出抑制を広報しています。
	ごみ分別アプリ	ごみカレンダーや、ごみ分別検索機能を利用することができる「いなべごみ分別アプリ」を配信しています。
	環境学習や収集作業の見学会	小学校及び自治会に、市職員によるごみ分別方法の説明や、パッカー車による燃やすごみの収集作業の見学会を開催しています。
	ごみ処理施設の見学	あじさいクリーンセンターにて、施設見学を行うことで、市民へのごみ処理施設の重要性の認識及びごみの減量化や資源化の促進をしています。
	外国人へのごみ分別	外国人に対して、本市のごみ分別方法を理解してもらうために、外国語版のごみ分別早見表やごみの出し方ハンドブック等により、周知をしています。
分別排出	資源ごみ等の拠点回収	粗大ごみ場にて、古紙類、古布類、乾電池、蛍光灯・電球、刈草・剪定枝の拠点回収をしています。
	ごみの出し方ハンドブック	令和 3（2021）年度に、全市域のごみをあじさいクリーンセンターにて処理することに伴い、「いなべ市ごみの出し方ハンドブック」の改定をしました。
	ごみカレンダー	ごみの収集日について、毎年ごみカレンダーを作成し、広報をしています。
	現場立ち会い	家屋の解体ごみ、一時多量ごみ、災害廃棄物の搬入時又は産業廃棄物の混入等が疑われる場合は、市職員による立ち会いを行い、適正な分別・処理について指導しています。
収集運搬	ごみ分別区分の統一	合併前の各町で異なっていた分別区分を、平成 19（2007）年度から統一しました。
	いなべ市指定ごみ収集袋	合併前から各町において、指定袋による収集を行っており、平成 19（2007）年度からは、指定袋を統一するとともに、対象を燃やすごみとプラスチック製容器包装ごみとしました。
	ごみ収集委託	直営から民間へ委託することで、業務支援を行っています。令和 4（2022）年度現在では、大安町の燃やすごみ及び燃やさないごみを除く全ての一般廃棄物を民間業者へ委託しています。
	ごみ集積箱の修理及び増築	地域住民の増加等による集積箱の容量不足や、集積箱の損傷が発生した際に、集積箱の修理及び増築をしています。
	資源ごみ標識及び収集ボックスの支給	集積場に用意する資源ごみを収集するためのコンテナ、カゴ及び分別標識を支給しています。

表3.2-2 ごみ処理に係る施策等(2)

施 策		内 容
中間処理及び再資源化	燃やさないごみの減量化及び資源化	燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破碎選別処理し、鉄及びアルミは資源回収し、埋立処分量の減量化をしています。
	ビンの保管	ビン（無色透明・茶色・その他）は、あじさいクリーンセンターのストックヤードで色別に保管し、再生事業者へ搬出しています。
	リターナブルビン	お酒や醤油等の一升ビンや、ビールビン等のリターナブルビンは、購入したお店に返却し、再利用を促進しています。
	プラスチック製容器包装ごみ及びペットボトルの圧縮梱包	プラスチック製容器包装ごみ及びペットボトルは、あじさいクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、再生事業者へ搬出しています。
	缶の圧縮処理	アルミ缶は、社会福祉法人で圧縮処理しています。スチール缶はあじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で圧縮処理しています。
	乾電池の資源化	乾電池は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。
	蛍光灯・電球の資源化	蛍光灯・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場で破碎処理し、再生事業者へ搬出しています。
	古紙類及び古布類の資源化	古紙類及び古布類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。
	刈草・剪定枝の堆肥化	刈草・剪定枝は、再生事業者にて堆肥化しています。
	廃食用油のバイオディーゼル燃料化	廃食用油は、再生事業者にて燃料化しています。
	粗大ごみの減量化及び資源化	粗大ごみは、解体及び分別し、減量化及び資源化しています。
	パソコンリサイクル	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者と協定を締結し、リサイクルを行っています。
	羽毛布団リサイクル	粗大ごみ場にて拠点回収された羽毛布団は、再生事業者へ搬出しています。
最終処分	最終処分場の管理	浸出水等の水質検査を行い、適正な埋立管理を行っています。
	焼却灰のセメント原料化	焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。
その他	不法投棄看板	希望する自治会に対して、年間 5 枚を上限として、啓発看板を配布します。
	野外焼却禁止	廃棄物処理法により、処理基準を満たさない焼却炉でのごみの焼却が禁止されており、消防署と連携し、適正な処理の指導及び広報をしています。
	環境パトロール	市内全域を巡回して、不法投棄の防止及び早期発見に努め、不法投棄の多発箇所を中心にパトロールを強化しています。
	浄化槽設置及び維持管理の補助	計画処理区域外にて、「いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」による浄化槽の設置又は「いなべ市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」による浄化槽の維持管理の費用を一部補助しています。

第2項 収集運搬の課題

本市では、平成 19（2007）年 4 月から分別区分を統一するとともに、プラスチック製容器包装ごみや、廃食用油の分別収集を全市域で実施しており、燃やすごみとプラスチック製容器包装ごみは、市の指定袋による収集を行っています。燃やさないごみは、一部の町で行われていた指定袋収集を廃止し、資源ごみと同じ地区の指定場所へ出すことになりました。ごみ収集について、自治会未加入者による地区の指定集積場へのごみ出しに対する分別問題や投棄等の課題があるため、対応方法について検討する必要があります。

また、古紙類及び古布類は粗大ごみ場へ自己搬入としているほか、住民自ら市域に設置されている再生事業者の回収拠点への搬入を案内しています。粗大ごみは、粗大ごみ場へ自己搬入としています。

本計画では無作為に抽出した 1,000 世帯を対象に、ごみ分別等に対する意識や取組についてのアンケート調査を実施しました。調査の結果、古紙類、古布類もステーション方式による回収を望む意見が見受けられました。現在、高齢者支援として回収拠点までのごみ搬出の支援を特定非営利活動法人等が行っていますが、今後は搬入手段を持たない方や、高齢者等への対応について、さらなる検討を行う必要があります。

第3項 中間処理の課題

分別区分統一後（平成 19（2007）年 4 月以降）の本市におけるごみ処理体系は、北勢町、大安町、藤原町ではあじさいクリーンセンターへ、員弁町では桑名広域清掃事業組合の資源循環センターへ搬出されていました。しかし、令和 3（2021）年 3 月 31 日を以て桑名広域清掃事業組合から脱退したことを受け、本市のごみは、全てあじさいクリーンセンターで処理することになり、焼却処理量が増加しています。

あじさいクリーンセンターは稼働後 29 年が経過しており、平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて施設延命化工事を行っています。令和 9（2027）年度を目標に更新時期を迎えるため、新施設の建設や再延命化工事等の検討を行う必要があります。

また、粗大ごみは、解体及び分別し、資源の回収や埋立処分量の減量に努めております。本市として再生利用促進の観点から、より一層分別促進を行うために、再生利用施設等の整備について検討する必要があります。

第4項 最終処分場の課題

あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、令和2（2020）年2月より再生事業者にて、セメント資源化しています。

本市の最終処分場は、大安一般廃棄物最終処分場（平成11（1999）年埋立開始）及び藤原一般廃棄物最終処分場（昭和59（1984）年埋立開始）で、不燃物の埋立処分を行っています。残余容量はそれぞれ大安一般廃棄物最終処分場：約8,000m³、藤原一般廃棄物最終処分場：約47,180m³となっており、埋立容量については、確保できていますが、容量には限りがあるため、最終処分場の延命化、不燃物の資源回収の促進及び埋立ごみの減量化を行う必要があります。

第5項 ごみ発生抑制及び減量化の課題

本市のごみ総排出量は、前述の表3.1-6に示すように、過去5年間では増加しており、家庭系一般廃棄物では平成29（2017）年度の550g/人・日に対して令和3（2021）年度0で641g/人・日（16.5%増）となっていますが、令和2（2020）年度の全国平均（649g/人・日）や三重県平均（720g/人・日）は下回っています。（出典：環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果）

このように、本市の家庭系一般廃棄物総排出量は全国平均等と比べると、少ないレベルではあるものの年々増加していることから、増加傾向に歯止めをかけるためのごみ排出抑制等を講じていく必要があります。

また、本市では、ごみ総排出量の事業系一般廃棄物の占める割合が約2割（表3.1-6参照）となっています。そのため、事業系一般廃棄物の排出者である事業者に対して、ごみの減量化及び資源化への指導等を講じていく必要があります。

第6項 再生利用の課題

本市のリサイクル率は、前述の表3.1-7に示すように令和3（2021）年度で21.2%となっており、令和3（2021）年度の全国平均（20.0%）や三重県平均（20.4%）を上回っています。

また、「国が定める基本方針」のリサイクル率の目標値（令和2（2020）年度：約27%）、三重県循環型社会形成推進計画の目標値（令和7（2025）年度：27.3%）は、現状では下回っており、達成するためには、更なるリサイクルを促進する必要があります。

本市では、平成19（2007）年度からプラスチック製容器包装ごみの分別収集を、全市域で実施しております。また、古紙類及び古布類については、市域の再生事業者回収施設の利用案内をしています。

アンケート調査結果では、リサイクルに関しての取組に、高い関心を示している方が多く見受けられました。しかし、前項で示した組成調査結果では、燃やすごみの中に約3割の資源ごみが混入されており、引き続き資源回収を促進するために、市民への啓発を行っていく必要があります。

第7項 不法投棄

1 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、環境パトロールに取り組んでいます。市全域を巡回して、不法投棄の防止及び早期発見に努め、不法投棄の多発箇所を中心にパトロールを強化しています。

土地、建物の所有者又は占有者の管理責任を明確にし、柵や看板の設置等自己管理の徹底を促し、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

また、希望する自治会に対して、年間5枚を上限として、啓発看板を配布します。

2 不法投棄の通報

廃棄物処理法第5条第1項、同法同条第2項において、土地、建物の所有者又は占有者は、その所有、占有又は管理する土地の清潔を保つように努めるとともに、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければなりません。

3 不法投棄の通報を受けた場合の処理

市民や関係機関から不法投棄の通報があった場合には、関係機関の協力を得て、速やかに現地確認を行います（関係機関とは、県環境部局、警察、当該不法投棄場所の管理者である道路管理者、河川管理者、港湾管理者、土地、建物の所有者又は占有者等をいう）。ただし、土地、建物の所有者又は占有者からの通報の場合については、この限りではありません。

現地確認の結果、不法投棄であることが判明し、不法投棄されたものが、一般廃棄物に該当すると認められる場合は、土地、建物の所有者又は占有者に当該事案の処理を引き継ぎます。

現地確認の結果、不法投棄であることが判明し、不法投棄されたものが、産業廃棄物に該当すると認められる場合は、県と協議の上、当該事案の処理を県環境部局に引き継ぎます。

4 不法投棄ごみの処理

原則として、不法投棄された一般廃棄物の処理責任は、不法投棄を行った者にあり、不法投棄を行った者が処理を行います。

不法投棄を行った者が明らかでない場合は、当該不法投棄物の所在する土地、建物の所有者又は占有者が処理を行います。

本市は、前記の投棄者、土地、建物の所有者又は占有者に処理の方法等を指示及び指導を行います。

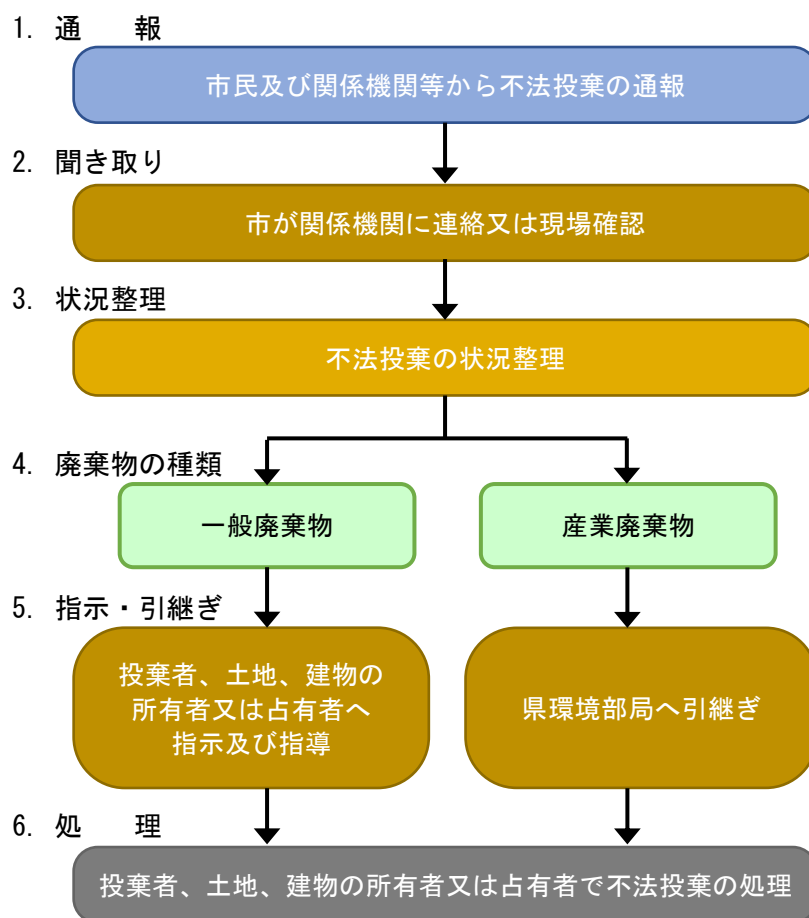


図 3.2-1 不法投棄処理の流れ

第8項 処理困難物の課題

1 適正処理困難物

「廃棄物処理法」第6条の3第1項では、適正処理困難物について、「環境大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、同条第2項では市町村長は事業者に対して「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる」としています。また、「いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第13条第1項では、「市長は、市内から発生する一般廃棄物のうちから、現に市が処理を行っているものであって、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が困難となっていると認められるものを指定することができる」としています。

本市では、市の粗大ごみ場へ搬入できないものとして、事業所から出るものや産業廃棄物のほか、以下のものを適正処理困難物として定めており、購入先、販売店又は専門業者等に処理を依頼するよう指導しています。

本計画策定に合わせて実施したアンケート調査では、処理困難物の処理方法について把握できていない住民も散見されたため、決められた処理ルートを守っていただけるよう、周知方法を見直す必要があります。

適正処理困難物
○ テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、ノートパソコン、デスクトップパソコン ○ 自動車、単車（オートバイ）、バッテリー、タイヤ、ホイール、自動車・単車の部品 ○ 畦シート、農業具類、農業用ビニール、苗床、農薬 ○ 消火器、ガスボンベ、浄化槽、ピアノ、石膏ボード、スレート、廃油（灯油・オイル等）、塗料（シンナーペンキ等）、有害物質（PCB、石綿等）、動物、汚泥、外壁材（土壁、断熱材等）、耐火金庫

2 医療廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物には、感染性廃棄物（血液及び体液等が付着したもの）が含まれる場合があります、感染性廃棄物は、医療関係機関等自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

また、在宅医療時にも感染性廃棄物が発生する場合があるため、今後も医療関係機関等において適正に処理するよう指導していきます。

3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用部品

PCB使用部品は「特別管理一般廃棄物」に指定されており処理基準が規定されています。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、保管事業者に対する PCB 廃棄物の保管及び処理等の届出の義務及び処分期間が定められています。

PCB 廃棄物は、PCB 濃度により高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類され、それぞれ定められた処分期間までに処分しなければなりません。

高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、令和4（2022）年3月31日で終了しています。

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、令和9（2027）年3月31日で終了します。

第3節 ごみ処理計画の目標等

第1項 基本理念

「第2次いなべ市総合計画」では、本市の基本理念（いきいき笑顔応援のまち）を実現するために、「安全で自然と調和した暮らしづくり」を目指しており、そのために「循環型社会形成の推進」を図るものとしています。

循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や、市民のライフスタイルが見直され、何よりもまず資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出してしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分するという考え方に基づき形成されるものです。

循環型社会を実現するためには、上記の考え方を社会経済の基本原則として定着させ「持続的な発展」を指向する社会としていくことが必要です。そのため、廃棄物に対しても、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、

最初に、廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）

第二に、廃棄物を再使用（Reuse：リユース）

第三に、廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）

第四に、熱回収

最後に、どうしても循環利用できない廃棄物を、適正に処分することが求められています。

この3Rを、いかにして進めていくかが緊急の課題となっており、3Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものです。

本計画においても、「循環型社会形成の推進」を図るために、この3Rの取組を推進するとともに、3Rの推進にあたって、

「さらなる循環型社会を目指して」～未来につながる いなべ市～
を基本理念に掲げ、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。

基本理念 「さらなる循環型社会を目指して」
～未来につながる いなべ市～

第2項 基本方針

本市の令和3（2021）年度における家庭系一般廃棄物排出量 641（g/人・日）は、現状において全国平均や三重県平均よりも少ない値となっています。また、平成 19（2007）年度からプラスチック製容器包装ごみの分別収集を、全市域で実施していますが、現状のまま推移していくと、資源ごみの搬入量の目標値 800t（令和7（2025）年度）を下回ることになるため、より一層の資源ごみの搬入量を増加していきます。（出典：第2次いなべ市総合計画第2期基本計画）

このような状況を踏まえ、本市では循環型社会の実現に向け、行政・市民・事業者が一体となって 3R の取組を推進するために、次の 4 つの基本方針に沿った施策を推進していきます。

基本方針① ごみ発生抑制の推進

- 使い捨てプラスチックの使用を抑制し、ごみ発生量そのものを減らしていきます。
- 「3010（さんまるいちまる）運動」や「3 きり（食べきり、使いきり、水きり）運動」を推進し食品ロスを削減します。
- コンポストを使用した生ごみ堆肥化を推進します。

基本方針② 資源リサイクルの推進

- 再生事業者と協力し、回収拠点や回収品目等の収集サービスを向上します。
- アプリ、ハンドブックの多言語化を進め、居住する外国人への情報提供を充実させます。
- ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）に取り組みます。

基本方針③ 適正な処理及び処分の推進

- プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの資源化の検討を行います。
- 処理施設及び最終処分場は、適正な維持管理及び処理を行います。
- 適正処理困難物に対応します。
- 不法投棄を抑止します。
- 災害廃棄物の適正な処理が行える施設を整備します。

基本方針④ 行政・市民・事業者の連携及び協力

- 基本方針①～③の実施に当たり、行政・市民・事業者が相互に連携及び協力し、ごみの減量化及び資源化に努めます。

第3項 実施施策

基本理念を実現するため、基本方針を「1.発生抑制・減量化・資源化計画」、「2.処理計画」、「3.その他の施策」の3つの視点に大別し、本市で取り組む実施施策を定めました。

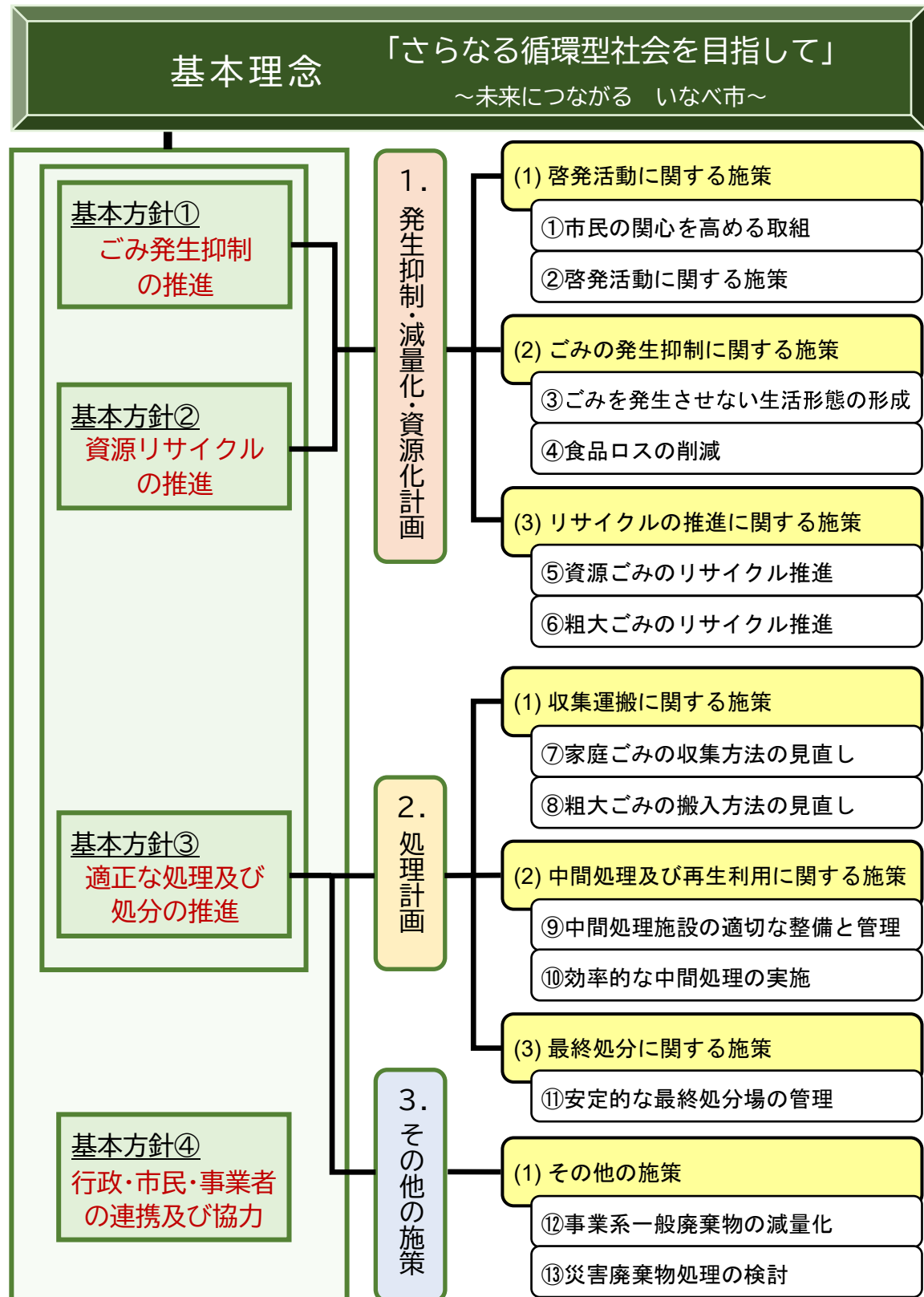


図3.3-1 施策体系図

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。この中では 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられていますが、廃棄物に直接関係する目標として、「12 つくる責任つかう責任」があります。この目標の中には、「12-3 捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。」や「12-5 ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル及びリユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。」といったターゲットがあります。

このほかに廃棄物に関連する目標として、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「12 つくる責任 つかう責任」、「17 パートナースhipで目標を達成しよう」があります。

本市では令和 2（2020）年に『〜グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」から、カジュアルな SDGs 推進を世界へ〜』と題して、モデル事業の提案を行い「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。「SDGs 未来都市」とは、内閣府が平成 30（2018）年より SDGs の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取り組みにより、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度です。「SDGs 未来都市」に選定された自治体の中から優れた取り組みの提案を行った自治体が「自治体 SDGs モデル事業」に選定されます。「自治体 SDGs モデル事業」は、地方公共団体における SDGs への取り組みの中でも特に注力する事業であり、経済・社会・環境の 3 つの側面の総合的な取り組みであることが望まれます。

さらに、各自治体の環境・文化・課題に対応した独自モデルをつくる姿勢も求められることから、本計画においても SDGs との関連性を踏まえて、実施施策を取り決めました。



資料：国際連合広報センター

表 3.3-1 に、本計画の実施施策と SDGs の関連性を示します。
また、次項以降に実施施策の具体的内容を示します。

表3.3-1 施策と SDGs の関連性

SDGsの目標 施策		6	7	11	12	17
		6 安全な水とトイレ を世界中に 	7 再生可能エネルギー を拡大 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
1. 発生抑制・減量化・資源化計画		◆	◆	◆	◆	◆
(1) 啓発活動に関する施策						
	① 市民の関心を高める取組			○		○
	② 啓発活動に関する施策	○		○	○	○
(2) ごみの発生抑制に関する施策						
	③ ごみを発生させない生活形態の形成			○		○
	④ 食品ロスの削減		○		○	○
(3) リサイクルの推進に関する施策						
	⑤ 資源ごみのリサイクル推進		○		○	○
	⑥ 粗大ごみのリサイクル推進				○	○
2. 処理計画				◆	◆	◆
(1) 収集運搬に関する施策						
	⑦ 家庭ごみの収集方法の見直し				○	○
	⑧ 粗大ごみの搬入方法の見直し				○	○
(2) 中間処理及び再生利用に関する施策						
	⑨ 中間処理施設の適切な整備と管理			○		○
	⑩ 効率的な中間処理の実施			○		○
(3) 最終処分に関する施策						
	⑪ 安定的な最終処分場の管理				○	○
3. その他の施策				◆	◆	◆
(1) その他の施策						
	⑫ 事業系一般廃棄物の減量化				○	○
	⑬ 災害廃棄物処理の検討			○	○	○

◆・・・各計画、施策（1, 2, 3）の関連するSDGs

○・・・各実施施策（①～⑬）の関連するSDGs

1 発生抑制・減量化・資源化計画

基本方針①「ごみ発生抑制の推進」、基本方針②「資源リサイクルの推進」を実現するために、啓発活動を中心にごみの発生抑制や資源化に取り組みます。

(1) 啓発活動に関する施策

市民の関心を高めるために、イベントの実施や環境学習、ごみ分別アプリを用いた啓発活動を行っていきます。

①市民の関心を高める取組

施 策	内 容
a. イベント等での啓発活動の実施	各種イベントに参加し、ごみの減量化やリサイクルについて啓発を行います。
b. ごみ処理施設の見学と環境学習	ごみ処理施設において、市内の小学生や団体の見学を受け入れるとともに、公民館等において、出前講座を実施します。
c. ごみ全般に関する意識調査の実施	ごみ全般に関する意識調査（アンケート）を行い、市民からの要望や質問を収集し、回答を行います。
SDGs との関連	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう

②啓発活動に関する施策

施 策	内 容
a. ごみ分別アプリの活用	定期的なごみ分別辞典の更新や、ごみに関するお知らせ等を行い、ごみ分別アプリの利便性や普及率を高めていきます。
b. 公共施設等でのごみ処理情報の掲示	各支所や体育施設等の掲示板を利用し、ごみの分別方法やごみに関するデータ（処理量、処理費、ごみの行く先等）の掲示を行います。
c. 外国語のごみ分別啓発	外国人の人口が増加傾向にあるため、ごみ分別アプリやハンドブック等の多言語化を行い、ごみ分別意識を高めていきます。
SDGs との関連	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(2) ごみの発生抑制に関する施策

3R（リデュース、リユース及びリサイクル）を促進し、日常生活におけるごみの発生を抑制します。

③ごみを発生させない生活形態の形成

施 策	内 容
a. 使い捨てプラスチックの使用抑制	使い捨てプラスチックの使用を抑制し、分別の啓発を行います。
b. 補助金制度の見直し	コンポスト購入の補助回数の増加等、見直しを行います。
c. リサイクルショップ等の活用	リサイクルショップや、フリマアプリ等の利用推進を行い、ごみとして処分するのではなく、物として再利用してもらうように啓発を行います。
SDGs との関連	 

④食品ロスの削減

施 策	内 容
a. 食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けて、「3010（さんまるいちまる）運動」や「3 きり（食べきり、使いきり、水きり）運動」等の啓発を行います。
b. ごみの発生を抑制する調理方法の情報提供	ごみとして出さないような野菜の切り方等の調理方法について周知します。また、他課と連携し講習会等を実施します。
c. 学校給食の残飯の減量化及び堆肥化	学校給食の食べ残し削減を図るため学校でのポスター掲示を行うとともに、給食の残飯の堆肥化を検討します。
SDGs との関連	  

(3) リサイクルの推進に関する施策

家庭系一般廃棄物から排出される、資源ごみ及び粗大ごみのリサイクルを推進します。

⑤資源ごみのリサイクル推進

施 策	内 容
a. 廃食用油のバイオディーゼル燃料化	収集した廃食用油は、再生事業者により燃料化していきます。
b. ペットボトルの水平リサイクルの実施	使用済みペットボトルを原料とし、再度ペットボトルにする「ボトル to ボトル」に取り組めます。
c. 雑紙のリサイクル	雑紙と呼ばれる包装紙や紙袋等について、リサイクルの啓発を行います。
SDGs との関連	7 正エネルギーをいかにしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

⑥粗大ごみのリサイクル推進

施 策	内 容
a. 羽毛布団の再利用	使用済み羽毛布団は、再生事業者へ搬出しています。
b. 金属及び被覆銅線の資源化	粗大ごみを解体及び分別し、金属や被覆銅線は、再生事業者へ搬出しています。
c. 自転車の再利用	粗大ごみとして自己搬入された自転車は、民間業者へ売却し、再利用を行います。
SDGs との関連	12 つくる責任 つかう責任 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

2 処理計画

基本方針③「適正な処理及び処分の推進」を行うために、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階で施策を展開します。

(1) 収集運搬に関する施策

収集品目の拡大やごみ出し困難者への対応等の家庭系一般廃棄物の収集、搬入方法の見直しを行います。

⑦家庭ごみの収集方法の見直し

施 策	内 容
a. ごみ集積場の管理	人口増減に係る集積場容量について、自治会や収集業者等と相互に情報共有し、適正な管理を行います。
b. プラスチック製品の収集	「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみも資源化等の検討を行います。
c. 高齢者等の個別収集	家庭ごみのごみ出し困難者への対応として、個別収集等について検討を行います。
SDGs との関連	12 つくる責任 つかう責任 17 パートナリシップで 目標を達成しよう

⑧粗大ごみの搬入方法の見直し

施 策	内 容
a. 粗大ごみの個別収集	粗大ごみのごみ出し困難者への対応として、個別収集等について検討を行います。
b. 粗大ごみ品目別の搬入	効率的な資源回収や職員の作業効率を高めるために、剪定枝やがれき類別に、粗大ごみの搬入先を分けることを検討します。
c. 粗大ごみ品目の拡大	効率的な資源回収や処理能力を高めるために、粗大ごみの品目を細分化し対象とする品目を拡大することによる費用対効果を勘案し、その導入の検討を行います。
SDGs との関連	12 つくる責任 つかう責任 17 パートナリシップで 目標を達成しよう

(2) 中間処理及び再生利用に関する施策

中間処理施設の適正な整備及び管理により、効率的に中間処理を実施します。

⑨ 中間処理施設の適切な整備と管理

施 策	内 容
a. ごみ処理施設の定期点検	施設の老朽化に伴い、処理能力が低下しているため適正な定期点検を行います。
b. 安全講習の実施	事故や災害発生時に適切な対応を行うため、訓練を行います。
c. リサイクルセンターの検討	剪定枝等を処理するために、必要な施設整備の検討を行います。
SDGs との関連	 

⑩ 効率的な中間処理の実施

施 策	内 容
a. 職員の人員確保	中間処理を滞らせないために、適切な人員の確保や配置を行います。
b. 職員の人材育成	安全講習や作業講習会に職員を積極的に参加させ、人材育成を図ります。
c. 分別収集品目及び資源化品目の拡大	新たな分別収集品目や資源化品目に関して、他市町村事例や再生事業者が発する情報等について調査を行い、本市における費用対効果を勘案し、その導入について検討を行います。
SDGs との関連	 

(3) 最終処分に関する施策

設備の更新や修繕等を実施し、最終処分場の維持管理を行います。

⑪ 安定的な最終処分場の管理

施 策	内 容
a. がれき類の資源化	がれき類は埋立処分としていますが、再生事業者にてセメント資源化を行い、埋立容量の確保を行います。
b. 最終処分場の敷地整備工事等	堰堤工事による適正な最終処分場の管理や、埋立ごみを重機等にて破碎し、体積を減少させ、埋立容量の確保を図ります。
c. 最終処分施設の延命化	予防保全を目的とした設備の更新や修繕を行い、現在運用している最終処分場の延命化を図ります。
SDGs との関連	 

3 その他の施策

事業系一般廃棄物、災害廃棄物について、以下の施策を実施します。

(1) その他の施策

⑫事業系一般廃棄物の減量化

施 策	内 容
a. 展開検査	あじさいクリーンセンターに搬入を行う収集車のごみ内に、産業廃棄物等の不適切なごみが混入しないよう検査を行います。
b. 事業者との情報交換会の実施	事業者との意見交換会を実施し、ごみの減量化や適切な分別方法について説明及び指導を行います。
c. 事業者への聞き取り	あじさいクリーンセンター以外でのごみ処理について、適切に行っているか事業者へ聞き取りを行います。
SDGs との関連	 

⑬災害廃棄物処理の検討

施 策	内 容
a. 災害廃棄物処理計画の見直し	近年、水害等が頻発する中で、本市の最新の状況に合わせた見直しを行います。
b. 仮置場の選定	災害廃棄物を処理するにあたり、土地管理者と事前協議を行い、発災時に対する初期対応の円滑化を検討します。また、藤原粗大ごみ場隣接地を仮置き場として利用できるように、整地等の整備を行います。
c. 災害時の相互援助協力	災害時におけるごみの収集運搬、処分に関して事業者及び隣接市町村との相互援助協力について検討を行います。
SDGs との関連	  

第4項 その他施策

前述までの実施施策に加えて、以下の施策についても積極的に取り組んでいきます。

1 自治会未加入者のごみ収集

本市では自治会と連携し、ごみ集積場の管理及びごみ分別の指導を行っております。

自治会未加入者へのごみ収集は、自治体と協議の上、集積場の利用又はあじさいクリーンセンターや粗大ごみ場への案内を行っております。

2 新規集積場の設置

本市では、家庭系一般廃棄物収集運搬委託契約による費用面や、集積場増加による自治会管理の負担等を理由に、新規集積場の設置を行っておりません。しかし、新たな住宅地の開発の際に、既存の集積場を利用することが困難な場合は、次の条件を満たす場合につき、集積場の設置を行います。ただし、リサイクル集積場との併設は行いません。（新たな自治会が設立した場合は除く。）

①市が必要と判断したとき。

②集積場は、自治会が管理を行うこと。

③集積場は、収集運搬を容易に行うことが可能な場所であること。

3 自治会依頼のごみ処理

自治会が不法投棄等のごみ処理依頼を行う際は、自治会要望書を提出し、本市のごみの出し方に合わせて、市と協議の上、対応します。

4 粗大ごみ場の利用条件

粗大ごみ場の利用は、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ扱いのものに限る。）を対象としており、事業活動に伴って生じたごみを搬入することはできません。

5 宅地外のごみ処理

本市では、宅地の定義について「市民が居住する建物の敷地及びその維持若しくは効果を果たすために必要な土地」と定めています。そのため、宅地外の畑や山で発生したごみについては、あじさいクリーンセンターにて、有料処理又は民間業者への処理依頼等を行ってください。

6 多量ごみ等の処理

あじさいクリーンセンターや粗大ごみ場へ、多量なごみ等の搬入を行われる場合は、現場確認を行い分別の説明や指導等を行います。また処理施設搬入後に事業系一般廃棄物や産業廃棄物と判明した際は、適正な処理について指導及び是正を搬入者へ行います。

7 災害廃棄物の処理

火事等における災害廃棄物については、事業活動に伴わないため、一般廃棄物にあたります。り災者はり災証明書を提出後、り災者及び処理業者等と現場確認及び協議を行います。その後、り災現場確認書を発行し、あじさいクリーンセンターや粗大ごみ場にて処理を行います。半焼等で、解体工事に伴う部分の廃棄物は、産業廃棄物となります。

第5項 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 人口の将来予測

第2章で前述したように、本市の人口は減少傾向にあり中間目標年度である令和9（2027）年度には43,467人、計画目標年度である令和14（2032）年度には42,135人となる見込みです。

2 第1次計画と関連計画（国及び三重県）の目標値との比較

表3.3-2に本市の第1次計画の目標値と、令和3（2021）年度ごみ処理実績を示します。ごみ総排出量、最終処分量の目標値は現状達成している状況ですが、リサイクル率は未達成となっています。

表3.3-2 第1次計画の目標値と現状の比較

区 分	ごみ 排 出 量	リサイクル率	最 終 処 分 量
第1次計画の目標値 （令和4（2022）年度）	1,000g/人・日	41.4%	1,465t
現 状 （令和3（2021）年度）	827g/人・日	21.2%	134t
達 成 状 況	達成	未達成	達成

表3.3-3に関連計画（国及び三重県）の目標値と、本市の令和3（2021）年度のごみ処理実績を示します。現時点で、リサイクル率及び最終処分量は、未達成の状況となっています。

表3.3-3 関連計画の目標値と現状の比較

区 分	ごみ 排 出 量	リサイクル率	最 終 処 分 量
国が定める基本方針 （令和2（2020）年度）	—	約27%	—
第四次循環型 社会形成推進基本計画 （令和7（2025）年度）	850g/人・日	—	—
三重県循環型 社会形成推進計画 （令和7（2025）年度）	902g/人・日	27.3%	10,000t
ごみゼロ社会実現プラン （令和7（2025）年度）	—	50.0%	0t
現 状 （令和3（2021）年度）	827g/人・日	21.2%	134t
達 成 状 況	現状は達成	現状は未達成	現状は未達成

3 家庭系一般廃棄物の予測条件

過去5年間の一般廃棄物の排出実績を基に、1人1日当たりの家庭系一般廃棄物の排出量（g/人・日）（以下、「原単位」という。）を品目別に予測しました。ごみ総排出量の予測結果は、表3.3-4に示すとおりです。

施策を実施しなければ、現状のごみ排出状況が続くこととなり、計画目標年度である令和14（2032）年度の燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）の原単位は、459.9g/人・日となります。プラスチック製容器包装ごみの原単位は、16.2g/人・日、古紙類は3.6g/人・日、古布類は、1.1g/人・日となります。

前項までに示した実施施策を確実に実行することで、原単位の削減と資源化促進に努めます。施策実施後の燃やすごみの原単位は344.9g/人・日と予測しました。

前述のごみ組成調査により、燃やすごみ袋に資源物が多く混入していることが分かっています。燃やすごみのうち、生ごみ類24.9%中の12%を排出抑制、適正分別が行われていないプラスチック製容器包装ごみ14.3%中の7%を、古紙類9.2%中の3%を、古布類7.6%中の3%を資源ごみにフレーム移動（誤って分別されたごみを、適正な分別区分として処理を行うこと）するものとします。

施策実施後のプラスチック製容器包装ごみの原単位は令和14（2032）年度で48.4g/人・日、古紙類の原単位は17.4g/人・日、古布類の原単位は14.9g/人・日と予測しました。予測根拠は前述したフレーム移動によって、適正分別された資源ごみの回収量が増加するためです。

なお、粗大ごみの原単位は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が落ち着き、コロナ禍以前の排出量まで減少するものとし、令和5（2023）年度から80.0g/人・日で推移していくものと予測します。

表3.3-4 家庭系一般廃棄物の予測条件

単位：g/人・日

項目		フレーム移動 （資源化率）	排出抑制	実績値 （施策前）	予測値 （施策前）	予測値 （施策後）
				令和3 （2021）年度	令和14 （2032）年度	令和14 （2032）年度
燃やすごみ		プラスチック製 容器包装ごみ7%↓ 古紙類3%↓ 古布類3%↓	生ごみ12%↓	434.8	459.9	344.9
燃やさないごみ		—	—	12.3	14.1	14.1
資源 ごみ	プラスチック製 容器包装ごみ	7%↑	—	16.2	16.2	48.4
	ペットボトル	—	—	3.6	3.5	3.5
	ビン	—	—	10.6	11.0	11.0
	缶	—	—	4.0	3.9	3.9
	紙パック	—	—	0.3	0.3	0.3
	廃食用油	—	—	0.3	0.4	0.4
	乾電池	—	—	0.9	0.8	0.8
	蛍光灯・電球	—	—	0.4	0.3	0.3
	古紙類	3%↑	—	2.8	3.6	17.4
	古布類	3%↑	—	0.9	1.1	14.9
粗大ごみ		—	—	153.9	80.0	80.0

4 ごみ排出量の将来予測

■ ごみ総排出量

ごみ総排出量の予測結果を図 3.3-2 に示します。ごみ総排出量は、現状の 13,611t に対して、令和 9（2027）年度で 15.9%減の 11,443t、令和 14（2032）年度で 17.3%減の 11,261t となり減少傾向となります。そのうち、家庭系一般廃棄物の排出量は減少傾向、事業系一般廃棄物の排出量は一定で推移します。

ごみ総排出量の原単位は、現状の 827g/人・日に対して、令和 9（2027）年度で 12.8%減の 721g/人・日、令和 14（2032）年度で 11.5%減の 732g/人・日となります。

市民や事業者への啓発や指導等を通じ、食品ロスをはじめとした生ごみの減量及び資源化や、使い捨てプラスチックの使用抑制等の施策を効果的に推進していくことで、原単位の削減に取り組んでいきます。

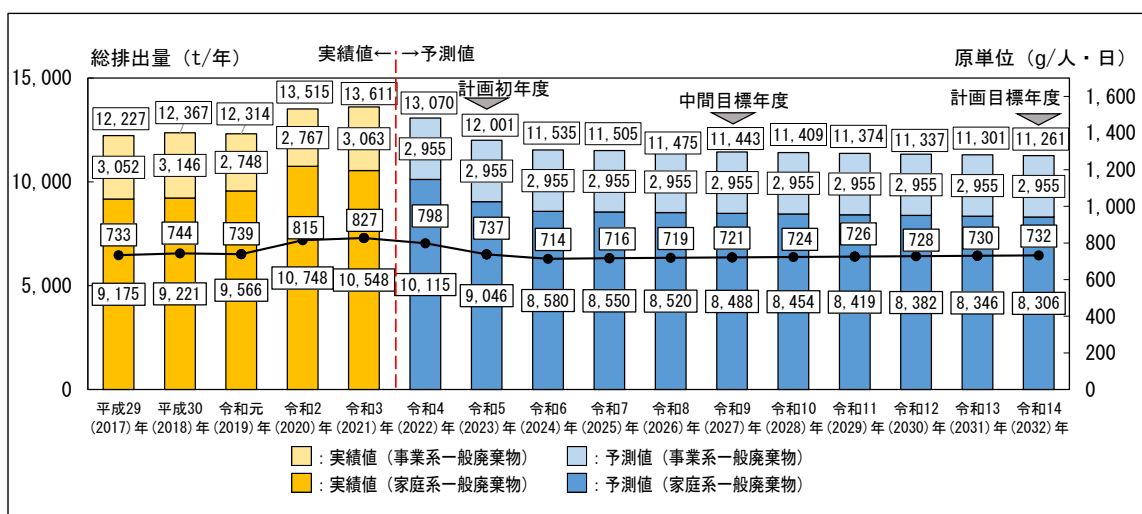


図3.3-2 ごみ総排出量の予測結果

■ 総資源化量及びリサイクル率

総資源化量及びリサイクル率の予測結果を図 3.3-3 に示します。リサイクル率は、現状の 21.2%に対して、令和 9（2027）年度で 28.0%、令和 14（2032）年度で 27.8%となります。

ごみ総排出量の減量及びプラスチック製容器包装ごみ、古紙類、古布類等の燃やすごみの中の資源ごみを適正分別し、リサイクル率の向上を図ります。また、再生事業者と協力し、拠点回収の拡大（古紙類及び古布類等）や、粗大ごみの分別によって、資源化を促進させます。

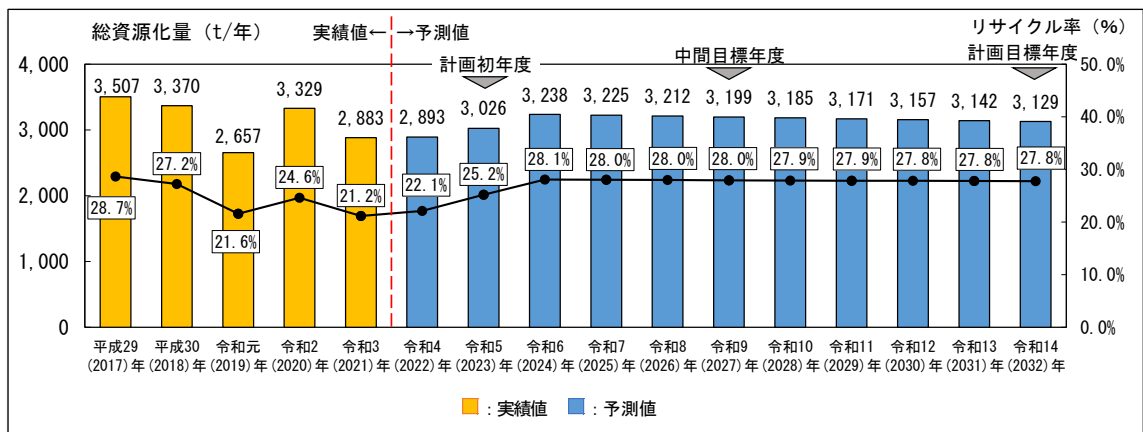


図3.3-3 総資源化量及びリサイクル率の予測結果

■ 最終処分量

最終処分量の予測結果を図 3.3-4 に示します。最終処分量は現状の 134t に対して、令和 9（2027）年度で 8.2%減の 123t、令和 14（2032）年度で 7.5%減の 124t となります。ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底により、最終処分量の削減を図ります。

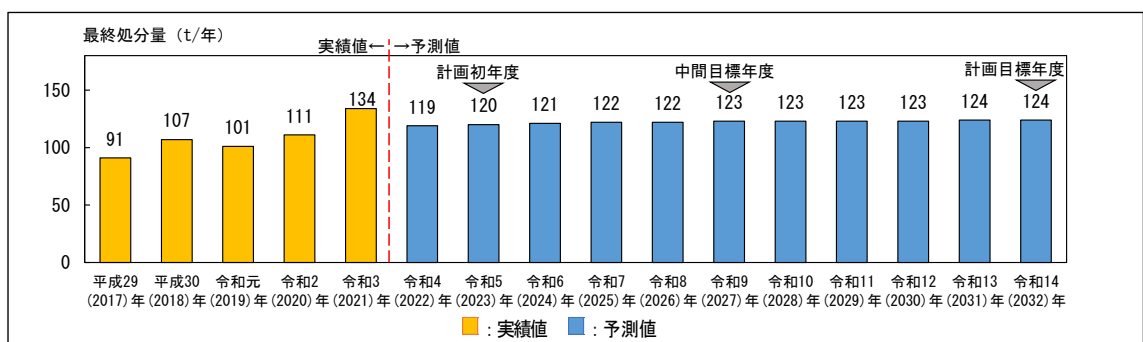


図3.3-4 最終処分量の予測結果

第3章 ごみ処理基本計画

分別区分ごとのごみ総排出量の予測結果を表 3.3-5 に示します。

施策を実施し、適正分別による資源化、排出抑制を促進していくことにより、燃やすごみの排出量は現状に対して、令和 14（2032）年度で 25.8%減、プラスチック製容器包装ごみの回収量は現状に対して、令和 14（2032）年度で 180.1%増、古紙類の回収量は現状に対して、令和 14（2032）年度で 495.6%増、古布類の回収量は現状に対して、令和 14（2032）年度で 1337.5%増となります。

表3.3-5 ごみ総排出量の予測結果

単位：t/年

年度 区分			実績値	予測値				増減率(令和3(2021)年基準)		
			令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和14 (2032)年度	令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和14 (2032)年度	
人口（人）			45,073	44,000	43,467	42,135	-2.4%	-3.6%	-6.5%	
家庭系一般廃棄物	燃やすごみ		7,153	5,448	5,413	5,305	-23.8%	-24.3%	-25.8%	
	燃やさないごみ		203	214	216	217	5.4%	6.4%	6.9%	
	資源ごみ	プラスチック製 容器包装ごみ	266	769	763	745	189.1%	186.8%	180.1%	
		ペットボトル	60	57	56	55	-5.0%	-6.7%	-8.3%	
		びん	175	176	174	169	0.6%	-0.6%	-3.4%	
		缶	66	63	62	60	-4.6%	-6.1%	-9.1%	
		紙パック	5	5	5	4	0.0%	0.0%	-20.0%	
		廃食用油	6	6	6	6	0.0%	0.0%	0.0%	
		乾電池	14	12	12	12	-14.3%	-14.3%	-14.3%	
		蛍光管・電球	7	5	5	5	-28.6%	-28.6%	-28.6%	
		古紙類	45	276	274	268	513.3%	508.9%	495.6%	
		古布類	16	234	233	230	1362.5%	1356.3%	1337.5%	
		計	660	1,603	1,590	1,554	142.9%	140.9%	135.5%	
	粗大ごみ		2,532	1,285	1,269	1,230	-49.3%	-49.9%	-51.4%	
	合計		10,548	8,550	8,488	8,306	-18.9%	-19.5%	-21.3%	
		g/人・日	641	532	535	540	-17.0%	-16.5%	-15.7%	
事業系一般廃棄物	燃やすごみ		3,051	2,935	2,935	2,935	-3.8%	-3.8%	-3.8%	
	燃やさないごみ		12	18	18	18	50.0%	50.0%	50.0%	
	粗大ごみ		0	2	2	2	—	—	—	
	合計（t/日）		8	8	8	8	0.0%	0.0%	0.0%	
ごみ総排出量	燃やすごみ		10,204	8,383	8,348	8,240	-17.9%	-18.2%	-19.3%	
	燃やさないごみ		215	232	234	235	7.9%	8.8%	9.3%	
	資源ごみ		660	1,603	1,590	1,554	142.9%	140.9%	135.5%	
	粗大ごみ		2,532	1,287	1,271	1,232	-49.2%	-49.8%	-51.3%	
	合計		13,611	11,505	11,443	11,261	-15.5%	-15.9%	-17.3%	
		g/人・日	827	716	721	732	-13.4%	-12.8%	-11.5%	

表3.3-6 ごみ総処理量の予測結果

単位：t/年

区分		年度	実績値	予測値				増減率(令和3(2021)年基準)		
			令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和14 (2032)年度		令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和14 (2032)年度
ごみ総 処理量	燃やすごみ		11,656	8,974	8,934	8,812		-23.0%	-23.4%	-24.4%
	燃やさないごみ		134	122	123	124		-9.0%	-8.2%	-7.5%
	資源ごみ		1,821	2,409	2,386	2,325		32.3%	31.0%	27.7%
	合計		13,611	11,505	11,443	11,261		-15.5%	-15.9%	-17.3%
ごみ処 理別 量	焼却処理量		11,656	8,974	8,934	8,812		-23.0%	-23.4%	-24.4%
	総資源化量		2,883	3,225	3,199	3,129		11.9%	11.0%	8.5%
	内再生利用量		1,821	2,409	2,386	2,325		32.3%	31.0%	27.7%
	内焼却残渣		1062	816	813	804		-23.2%	-23.5%	-24.3%
	リサイクル率		21.2%	28.0%	28.0%	27.8%		32.1%	32.1%	31.1%
	最終処分量		134	122	123	124		-9.0%	-8.2%	-7.5%
	合計		13,611	11,505	11,443	11,261		-15.5%	-15.9%	-17.3%

5 関連計画（国及び三重県）の目標値との比較

予測結果（令和 14（2032）年度）と関連計画の目標値との比較を表 3.3-7 に示します。ごみ総排出量は国が定める基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画及び三重県循環型社会形成推進計画の目標値を達成できる見込みです。リサイクル率も国が定める基本方針及び三重県循環型社会形成推進計画の目標値を達成できる見込みです。最終処分量は、三重県循環型社会形成推進計画の目標値を達成できる見込みです。

一方、三重県のゴミゼロ社会実現プランの目標値は未達成なため、資源ごみ回収の更なる促進や埋立ごみの減量化を行っていく必要があります。

表 3.3-7 関連計画の目標値と予測値の比較

区 分	ごみ総排出量	リサイクル率	最終処分量
国が定める基本方針 (令和 2 (2020) 年度)	—	約 27%	—
第四次循環型 社会形成推進基本計画 (令和 7 (2025) 年度)	850g/人・日	—	—
三重県循環型 社会形成推進計画 (令和 7 (2025) 年度)	902g/人・日	27.3%	10,000t
ゴミゼロ社会実現プラン (令和 7 (2025) 年度)	—	50.0%	0t
予測結果 (令和 14 (2032) 年度)	732g/人・日	27.8%	124t
達成状況	達成	未達成	未達成

第4節 ごみ処理計画

第1項 収集運搬計画

1 収集運搬の目標

ごみ排出方法の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集運搬体制を確立していくものとします。また、収集運搬時の環境負荷の低減も考慮した車両の切り替えを検討するとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

2 収集運搬の方策

(1) 分別排出の徹底

ごみ組成調査で把握された、不適切な処理品目（プラスチック製容器包装ごみ、古紙類及び古布類等）や食品ロス（手つかず・調理くず・食べ残し）については、適正分別を徹底し、減量化を推進していきます。プラスチック製容器包装ごみは、異物が混入しないよう適正な分別排出の指導を徹底していきます。

また、古紙類及び古布類については、再生事業者と協力し、拠点回収の拡大（自治会単位等）による分別排出の促進を図るものとします。

(2) 粗大ごみの収集

粗大ごみは、従来から自己搬入（無料）としていますが、搬入手段等を持たない世帯への対応として、粗大ごみの収集を検討します。

(3) 有料化の検討

現在、燃やすごみとプラスチック製容器包装ごみの収集を、本市の指定袋としていますが、今後は本格的な有料化制度の導入に向けて検討を行うものとします。また、あじさいクリーンセンターへのごみ搬入についても、現在無料としていますが、ごみの減量化等を目的とした有料化制度の導入も検討を行うものとします。

(4) 収集運搬体制の整備

今後とも、最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集運搬体制の効率化を図っていくものとし、更なる高齢化社会に対応したサービスの提供についても検討します。また、現在行っている集積箱の修繕及び増築や、集積場の分別標識の支給は継続して行っていくものとします。

収集運搬車両については、低公害車への転換について検討するとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

(5) 事業系一般廃棄物の収集

事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集としていますが、他市町のごみが搬入されないよう許可業者の選定及び指導を行うとともに、処理手数料については近隣市町の状況を見ながら、改定していくものとします。事業系一般廃棄物の中に、産業廃棄物等が混入される場合もあるため、展開検査等により、適正な処理を事業者及び許可業者へ指導していきます。

3 収集運搬の方法

計画期間における、家庭系一般廃棄物の収集運搬の方法を表 3.4-1 に示します。

当面は、現状のステーション方式又は自己搬入による収集運搬方法を維持していくものとしますが、今後の排出状況や資源ごみの収集状況に応じて適宜見直していくものとします。また、自治会未加入者へのごみ収集は、自治体と協議の上、集積場の利用又はあじさいクリーンセンターや粗大ごみ場への案内を行っております。

表3.4-1 収集運搬の方法（家庭系一般廃棄物）

分 別 区 分			自 治 会 加 入 者			自治会未加入者	
			ステーション方式			自 己 搬 入	
			収 集 頻 度	排 出 方 法	収 集 場 所	収 集 場 所	
家庭系一般廃棄物	燃やすごみ		週2回	指 定 袋	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場	
	燃やさないごみ	金 物 類	月1回	コ ン テ ナ	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場	
		ガラス・陶磁器類					
	資源ごみ	プラスチック製容器包装ごみ		週1回	指 定 袋	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		ペットボトル		月2回	回収ネット 又はコンテナ	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		ビン	無 色 透 明	月2回	コ ン テ ナ	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
			茶 色				
			そ の 他				
		缶	アルミ缶	月2回	回収ネット 又はコンテナ	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
			スチール缶				
		紙 パ ッ ク		月2回	コ ン テ ナ	集 積 場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		廃 食 用 油		月2回	ポリタンク	集 積 場	あじさいクリーンセンター
		乾 電 池		年3回	コ ン テ ナ	集 積 場 粗大ごみ場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		蛍光管・電球					
		古 紙 類		—	—	粗大ごみ場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
	古 布 類		—	—	粗大ごみ場	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場	
	粗 大 ご み		—	—	粗大ごみ場	粗大ごみ場	

第2項 中間処理計画

1 中間処理の目標

排出されたごみについては、本市の中間処理施設で資源化、減量化、減容化及び安定化することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、中間処理施設においては、環境保全等に十分配慮した処理を行うとともに、熱エネルギーの有効利用等を推進していくものとします。

また、次期ごみ処理施設の整備計画については、あじさいクリーンセンターの焼却処理量を適切に予測し把握した後に、計画を進めていくものとします。

2 中間処理の方策

(1) あじさいクリーンセンターの適正な維持管理

あじさいクリーンセンター（焼却施設、不燃物処理施設、プラスチック圧縮梱包施設及びペットボトル圧縮梱包施設）については、適正な維持管理を行うとともに、環境保全に配慮した運転管理を行っていきます。

また、焼却施設と不燃物処理施設については、平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて施設延命化工事を行っておりますが、令和 9（2027）年度を目標に更新時期を迎えるため、新ごみ処理施設の建設又は再延命化工事等を検討する必要があります。

(2) 粗大ごみリサイクル施設の整備

粗大ごみは、解体及び分別し、資源の回収や埋立処分量の減量に努めていくものとします。

(3) バイオマス事業拡大の検討

現在、本市では廃食用油のバイオディーゼル燃料化や、刈草・剪定枝の堆肥化を実施していますが、今後は燃やすごみ中の生ごみを分別し、堆肥化及び燃料化（バイオ燃料化）事業の導入に向けた検討を進めていきます。

(4) 新たな資源化事業の検討

ごみの中には、靴やかばん等の革製品をはじめとして資源化可能な品目も含まれており、さらなる取り組みを推進していくことで、資源化を進めていくことができます。新たな資源ごみ等の品目について、分別品目の見直し等の検討を進めていきます。

3 中間処理の方法

表 3.4-2 に示すように、当面は現状の中間処理体制を維持していくこととし、今後のごみ排出状況や施設の運転状況に応じて見直していくものとします。

表3.4-2 中間処理の方法

ごみの種類	処 理 方 法
燃 や す ご み	あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理し、焼却灰は再生事業者にて、セメント資源化しています。
燃やさないごみ	あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破碎選別処理し、可燃物は焼却処理、鉄・アルミは資源回収、不燃物は埋立処分しています。
プラスチック製 容器包装ごみ	あじさいクリーンセンターのプラスチック圧縮梱包施設で処理し、再生事業者へ搬出しています。
ペットボトル	あじさいクリーンセンターのペットボトル圧縮梱包施設で処理し、再生事業者へ搬出しています。
ビ ン	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者へ搬出しています。
缶	アルミ缶は社会福祉法人で、スチール缶はあじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で、圧縮処理が行われた後に、ストックヤードに保管し、再生事業者へ搬出しています。
紙 パ ッ ク	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者へ搬出しています。
廃 食 用 油	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者にて、燃料化しています。
乾 電 池	乾電池は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。
蛍光管・電球	蛍光管・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場で破碎処理し、再生事業者へ搬出しています。
古 紙 類	粗大ごみ場へ自己搬入された古紙類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。また、市域の再生事業者回収施設への案内も行っています。
古 布 類	粗大ごみ場へ自己搬入された古布類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。また、市域の再生事業者回収施設への案内も行っています。
金 属	粗大ごみは、解体及び分別し、金属は再生事業者へ搬出しています。
小 型 家 電	粗大ごみ場へ自己搬入された小型家電は、再生事業者へ搬出しています。
刈草・剪定枝	粗大ごみ場へ自己搬入された刈草・剪定枝は、再生事業者にて、堆肥化しています。
木 材 ・ 木 質 廃 棄 物	粗大ごみは、解体及び分別し、木材・木質廃棄物は再生事業者にて、チップ化しています。
プラスチック等	粗大ごみ場へ自己搬入されたプラスチック等は、再生事業者にて、燃料化しています。

4 処理施設及びその整備計画の概要

あじさいクリーンセンター（焼却施設及び不燃物処理施設）の更新については、施設の精密機能検査等の結果も踏まえた上で検討していくものとします。

また、施設の更新にあたっては、リサイクルや環境保全に十分配慮した施設計画とします。なお、処理施設の整備規模を試算すると、以下のとおりとなります。

整備規模＝計画年間日平均処理量÷実稼動率

実稼動率：0.69（（365日－113日）／365日）

休止日：113日（土・日曜日 104日＋年末年始 4日＋施設補修 5日）

計画年間日平均処理量は、令和14年（2032）度の目標値より、可燃物処理量（焼却処理量）が24.1t/日（8,812t/年÷365日）、不燃物処理量（燃やさないごみ量）が0.6t/日（235t/年÷365日）とすると、各施設の整備規模は以下のとおりになります。

可燃物処理施設整備規模：24.1t/日÷0.69＝34.9t/日≒35t/日

不燃物処理施設整備規模：0.6t/日÷0.69＝0.9t/日≒1t/日

第3項 最終処分計画

1 最終処分の目標

ごみの資源化及び減量化を促進することにより、最終処分量を削減し、現在使用している最終処分場の延命化を図るとともに、環境負荷の抑制とごみ処理に係る経費の削減に努めます。適正な埋立管理等による環境保全にも配慮していくものとします。

2 最終処分の方法

あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で発生する不燃物（ガラス・陶磁器類等）及び粗大ごみを、解体及び分別し発生した不燃物は、大安一般廃棄物最終処分場又は藤原一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

3 最終処分場及びその整備計画の概要

令和元（2019）年度に藤原一般廃棄物最終処分場の敷地整備工事を行いました。本市では、不燃物のみ埋立処分を行っているので、埋立容量については、確保できていますが、ごみの排出状況や最終処分に関わる技術動向等を見ながら、最終処分場の適正な管理を検討していくものとします。

第5節 行政・市民・事業者の役割

第1項 行政の役割

ごみの減量化及び再生利用を図るため、行政・市民・事業者の三者間の連携を密にとり、役割分担を明確に提示します。そして、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

■ 行政の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
環境教育、啓発活動の充実	● 市民、事業者に対してごみの減量化及び再生利用、さらにはごみの適正な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めます。 ● ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学会等の教育啓発活動に積極的に取り組むものとします。 ● 自治会や各種団体等への普及啓発を行います。 ● 小学生、中学生等を対象とした環境学習を積極的に行います。 ● 広報紙やパンフレット等を活用した啓発活動を行います。 ● ごみの出し方ハンドブックや、ごみカレンダーの全戸配布を行います。 ● ごみ分別アプリ活用の促進を行います。 ● 啓発施設等の整備を検討します。 ● 事業者に対する減量化・再生利用の指導及び啓発を行います。
減 量 化 及 び リサイクル活動 への 支 援	● 「生ごみ減量化事業補助金制度」の普及促進に努めるとともに、必要に応じて見直していくものとします。 ● 資源ごみの適正な分別を促進させるために、収集方法の見直しや支援を行います。
過剰包装等の抑制	● マイバッグ運動を推進するとともに、小売店及びスーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかけます。
再使用及び再生品 使用 の 促 進	● 事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努めます。
市民・事業者との 一 体 的 な 取 組	● 地域の行事やイベント等を通じて、市民、事業者との連携体制づくりを行います。 ● 市と市民、事業者が一体となって取り組むという視点での循環型社会づくりのため、ケースに応じた三者の役割分担を検討し、具体的な行動への結び付けを図ります。 ● 事業者が自らの廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物については自ら再利用を行うよう指導します。また、指導を行うにあたっては、商工会等の事業者団体と連携しながら、効果的に行います。 ● 市民、事業者の単独での取り組み、又はグループで自発的に行う活動について、市は情報提供をはじめとして、人材育成、ノウハウや場所の提供、助成、ネットワークづくり等、自律的な運営の確立のための支援を行います。あわせて、先進的な取り組みや活動に対しては、その内容をPRすることによって、全市的な普及を図ります。

第2項 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生及び排出抑制に努めるとともに、一人ひとりが物を大切に使う意識を持ちます。また、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

■ 市民の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
簡易包装の依頼・買物袋の持参	● 買い物時には過剰包装を断り、マイバッグを持参します。 ● 買い物時にはできる限り、簡易包装化されている商品を選択して購入します。 ● レジ袋等のごみとなるものの受け取りを自粛します。
使い捨て容器・商品等の使用抑制	● 皿売り及び量り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減します。 ● 量り売りの酒屋や牛乳の宅配をできるだけ利用することにより、使い捨て容器入り飲料や、液体調味料等の購入を抑制します。（リターナブルビン入り商品の購入） ● 詰め替え用容器式商品の購入により、日用品のプラスチック製容器包装ごみを削減します。 ● ハンカチや布巾等を利用して、ティッシュペーパーや紙布巾を使用削除します。 ● 布おむつ等の利用により、紙おむつを使用削減します。 ● 家族、親類及び地域等で、衣類やおもちゃを譲り合って使います。
生ごみの減量化	● 生ごみは水切りするとともに、生ごみ肥料化容器等を活用して家庭内での堆肥化及び減量化に努めます。 ● 計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫する等して残さず食事をします。 ● 使う量に応じて量り売りやばら売りを利用し、余分な生ごみを出さないようにします。 ● スーパー等の食料陳列棚では手前から食料品を取るよう心掛けます。 ● 外出時には、食べきれ的分だけ注文し、食品ロス削減に努めます。
不用品の再使用	● フリーマーケット、ガレッジセールや民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却や交換します。
資源ごみ等の分別排出	● 古紙類（新聞・雑誌・段ボール・厚紙）及び古布類については、資源ごみとして、粗大ごみ場や集団回収へ分別排出します。 ● リターナブルビンについては、販売店等に戻すようにします。 ● 食品トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用します。 ● 市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行います。 ● 分別方法や分別日時が分からない場合は、積極的に市が推奨している「ごみの出し方ハンドブック」、「ごみ分別アプリ」を活用します。 ● ごみについての意識を高めるために、環境教育や講習に積極的に参加します。
再生品の利用	● トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努めます。

第3項 事業者の役割

事業系ごみは法律や条例により、自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。事業者は、その事業活動に伴って生じるごみ排出抑制及び再生利用等により、その減量に努めるとともに、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

また、製造業者、流通業者及び販売業者は、消費者の排出抑制及びリサイクル活動を促進するための製品開発や販売体制づくり等に努めるものとします。

■ 事業者の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
ごみ 排 出 事 業 者	● 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生、排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備します。 ● 多量のごみを排出する事業所は、減量化及び再資源化計画を作成し実行していきます。また、従業員に対してごみ減量化及び再資源化に関する意識の向上を図っていきます。 ● 事業所で使用するオフィス用品や作業着等は、再生利用品を積極的に使用及び購入するよう努めます。 ● 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。 ● 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化及び減量化を促進します。 ● ごみを排出する場合は、処理施設へ自己搬入又は市の許可業者に委託します。 ● ごみ減量や資源分別を促進していくために、回収量や回収品目は市に報告します。
製 造 事 業 者	● 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。 ● 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。 ● 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努め、分かりやすい素材表示をします。 ● 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。 ● 宣伝広告を通じて、消費者にごみ減量化及び再生利用の意識向上を行います。
流 通 及 び 販 売 業 者	● 過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行います。 ● 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。 ● 容器包装等の回収ルートの整備に努めます。 ● 家電製品等については引き取るよう努めます。 ● 消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。 ● 消費者へ再生品の利用を促進していきます。 ● 食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去することを見直し、売れ残りを減らすよう努めます。 ● 在庫管理を徹底します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

第1項 生活排水処理の概要

1 生活排水処理主体

現在、本市では公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の処理を行っており、生活排水の処理主体は、表 4.1-1 に示すとおりです。

また、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、本市の許可業者による収集運搬を行い、桑名・員弁広域連合にて中間処理及び最終処分を行っています。

表 4.1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処 理 主 体
公 共 下 水 道	し尿及び生活雑排水	県 / 市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿及び生活雑排水	個 人 等
単 独 処 理 浄 化 槽	し 尿	個 人 等

種 類	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
し 尿	許可業者	桑名・員弁広域連合	桑名・員弁広域連合
農業集落排水汚泥			
浄化槽汚泥			

2 生活排水処理形態別人口

本市での、生活排水処理形態別人口については、過去5年間分の実績を表4.1-2及び図4.1-1に示します。令和3（2021）年度末現在において、計画処理区域内人口44,164人のうち42,864人については、生活排水の適正処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は97.1%となります。

表 4.1-2 生活排水処理形態別人口の実績

単位：人

区分	年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
行政区域内人口		45,485	45,527	45,602	45,250	44,763
計画処理区域内人口		44,690	44,804	44,911	44,541	44,164
水洗化・生活雑排水処理人口		43,166	43,294	43,440	43,120	42,864
水洗化・生活雑排水処理率		96.6%	96.6%	96.7%	96.8%	97.1%
コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		381	377	367	355	325
公共下水道		37,792	38,051	38,766	38,560	38,441
農業集落排水施設		4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,334	1,321	1,287	1,244	1,137
非水洗化人口		190	189	184	177	163
し尿収集人口		190	189	184	177	163
自家処理人口		0	0	0	0	0
計画処理区域外人口		795	723	691	709	599

備考：住民基本台帳に登録されている翌年度の4月1日現在の人口となります。

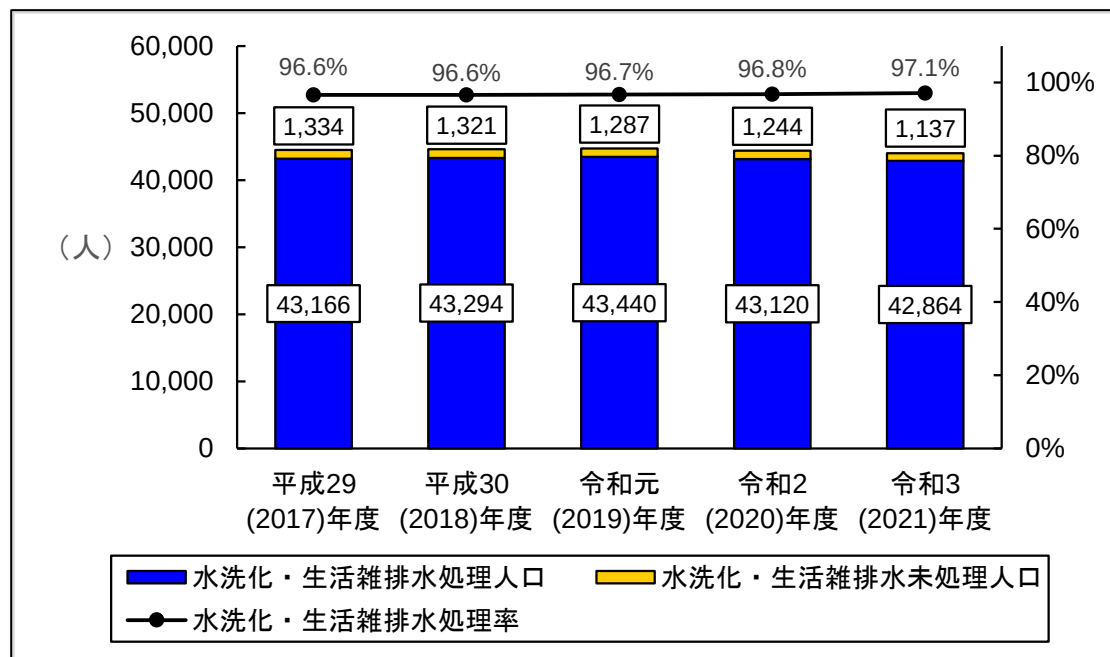


図 4.1-1 生活排水処理形態別人口

第2項 公共下水道の整備状況

三重県の「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」において、本市を含む3市4町が「北勢沿岸流域下水道（北部処理区）」に接続する「流域関連公共下水道」として位置付けられています。

本市では、「北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）」を上位計画とした「いなべ市公共下水道事業計画」を策定しています。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の概要を表4.1-3に、本市における全体計画及び事業計画の概要を表4.1-4に示します。

表 4.1-3 北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）の概要

区分	全体計画	事業計画
計画目標年次	令和22（2040）年	令和6（2024）年
計画処理面積（ha）	11,784.09	10,297.80
計画処理人口（人）	346,529	344,058
計画汚水量（日最大）（m ³ ）	180,644	176,271
処理能力（m ³ /日）	189,000	166,500
処理場面積（m ² ）	376,800	376,800
幹線管渠延長（km）	97.7	97.7
下水排除方式	分流式	
下水処理方式	A系：循環式硝化脱窒法＋凝集剤添加＋急速ろ過法	A系：標準活性汚泥法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
	B系：嫌気・無酸素・好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過法	B系：嫌気・無酸素・好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
放流先	四日市港	
計画放流水質（mg/L）	BOD：15	BOD：15
	COD：10	COD：12
	T-N：10	T-N：20
	T-P：1.7	T-P：2.1
関連市町名	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町	

資料：北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）

表 4.1-4 いなべ市公共下水道事業計画の概要

区分	全体計画	事業計画
計画目標年次	令和22（2040）年度	令和5（2023）年度
計画処理面積（ha）	2,289.90	2,289.90
計画処理人口（人）	33,922	39,584
計画汚水量（日最大）（m ³ ）	18,809	21,128

資料：いなべ市公共下水道事業計画

また、現状の整備状況は、表 4.1-5 及び表 4.1-6 に示すように令和 3（2021）年度末現在で、整備率 95.7%、水洗化率 96.4%となります。

表 4.1-5 公共下水道の概要

地区名	北勢町	員弁町	大安町	藤原町	合計
計画処理面積（ha）	613.7	483.2	787.5	405.5	2,289.9
計画処理人口（人）	9,390	7,710	12,900	3,922	33,922
事業認可面積①（ha）	613.7	483.2	787.5	405.5	2,289.9
認可区域人口（人）	11,030	8,197	15,207	5,150	39,584
供用開始時期	平成9(1997)年 3月31日	平成8(1996)年 4月1日	平成7(1995)年 4月1日	平成10(1998)年 10月1日	—
令和3（2021）年度末現在					
供用開始面積②（ha）	546.7	464.8	787.4	393.0	2,191.9
処理区域内人口③（人）	10,002	9,570	15,790	4,510	39,872
水洗化人口④（人）	9,331	9,297	15,406	4,407	38,441
整備率②/①（%）	89.1	96.2	99.1	96.9	95.7
水洗化率④/③（%）	93.3	97.1	97.6	97.7	96.4

表 4.1-6 公共下水道の整備状況

区分 \ 年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
行政区域内人口①（人）	45,485	45,527	45,602	45,250	44,763
処理区域内人口②（人）	39,529	39,756	40,428	40,142	39,872
普及率②/①（%）	86.9	87.3	88.7	88.7	89.1
水洗化人口③（人）	37,792	38,051	38,766	38,560	38,441
水洗化率③/②（%）	95.6	95.7	95.9	96.1	96.4

第3項 農業集落排水施設の整備状況

本市では、表 4.1-7 に示すように合併前から北勢町と藤原町の 12 地区において農業集落排水施設の整備が完成しました。本市の農業集落排水施設は、昭和 63（1988）年度の築造から 30 年以上が経過しており、老朽化に伴う更新及び改築費用を含む維持管理費が増加していることから、12 地区ある農業集落排水区域のうち 4 地区を段階的に公共下水道へ編入し、維持管理費の削減を図っております。

中里南部地区、貝野川右岸地区はそれぞれ令和元（2019）年 4 月、令和 4（2022）年 4 月に公共下水道へ編入しました。今後、東貝野地区（令和 6（2024）年予定）、十社南部地区（令和 9（2027）年予定）についても整備を行う予定です。

なお、表 4.1-8 に示すように令和 3（2021）年度末現在の農業集落排水区域の水洗化率は 99.4%となります。

表 4.1-7 農業集落排水施設の概要

地区名		供用開始 年 月	計画区域 面 積 (ha)	計画処理 人 口 (人)	令和3(2021)年度末現在		
					処理区域内 人口(人)	水洗化 人口(人)	水洗化率 (%)
北勢町地区	東貝野	平成7(1995)年7月	—	—	351	349	99.4
	十社南部	平成9(1997)年3月	—	—	435	433	99.5
	貝野川右岸	平成8(1996)年6月	令和4(2022)年4月～ 公共下水道へ編入済		391	388	99.2
	十社中部	平成11(1999)年3月	27.4	1,120	679	677	99.7
	小原一色	平成11(1999)年3月	5.0	190	103	101	98.1
	川原	平成13(2001)年3月	30.2	670	463	461	99.6
	中津原	平成9(1997)年3月	26.6	660	467	465	99.6
	計		89.2	2,640	2,889	2,874	99.5
藤原町地区	古田	平成3(1991)年6月	11.0	320	160	158	98.8
	篠立	平成6(1994)年7月	15.0	800	317	315	99.4
	中里北部	平成7(1995)年10月	51.0	1,480	695	690	99.3
	中里南部	平成11(1999)年9月	令和元(2019)年4月～公共下水道へ編入済				
	舞谷	平成12(2000)年9月	15.0	260	63	61	96.8
	計		92.0	2,860	1,235	1,224	99.1
合計			181.2	5,500	4,124	4,098	99.4

表 4.1-8 農業集落排水施設の整備状況

年度 区分	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
処理区域内人口①(人)	5,004	4,880	4,315	4,231	4,124
水洗化人口②(人)	4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
水洗化率②/①(%)	99.8	99.7	99.8	99.4	99.4

第4項 合併処理浄化槽の整備状況

本市では、公共下水道区域外や農業集落排水区域外等の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進しており、「いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」による助成をしています。

第5項 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理状況

1 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の収集処理実績

本市の過去5年間にけるし尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥収集量は、表4.1-9及び図4.1-2に示します。令和3（2021）年度において総量6,803.7kL/年のうち、し尿を除く農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の収集量が6,192.6kL/年と約91%を占めます。

1人1日平均排出量（以下「原単位」という。）は、令和3（2021）年度でし尿が8.67L/人・日、農業集落排水汚泥が1.02L/人・日、浄化槽汚泥が14.06L/人・日となります。

また、本市では平成16（2004）年9月まで海洋投入による処理を行っていましたが、同年10月から桑名広域環境管理センターで処理しています。また、桑名広域環境管理センターで処理できない浄化槽汚泥は、中間処理した後に、再生事業者へ搬出しています。

表4.1-9 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の収集処理実績

区分		年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
収集人口 (人)	し尿		231	219	212	209	193
	農業集落排水汚泥		4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
	浄化槽汚泥		1,134	1,057	1,015	1,021	910
	合計		6,358	6,142	5,534	5,435	5,201
収集量 (kL/年)	し尿		710.4	708.6	624.0	606.2	611.1
	汚泥	農業集落排水	1,060.9	1,001.6	1,638.9	1,550.1	1,521.6
		浄化槽	4,019.9	4,271.5	4,736.9	4,788.7	4,671.0
		計	5,081	5,273	6,376	6,339	6,193
	合計		5,791	5,982	7,000	6,945	6,804
原単位 (L/人・日)	し尿		8.43	8.86	8.06	7.95	8.67
	農業集落排水汚泥		0.58	0.56	1.04	1.01	1.02
	浄化槽汚泥		9.71	11.07	12.79	12.85	14.06
処理量 (kL/年)	汚泥再生処理施設		5,791.2	5,981.7	6,999.8	6,945.0	6,803.7

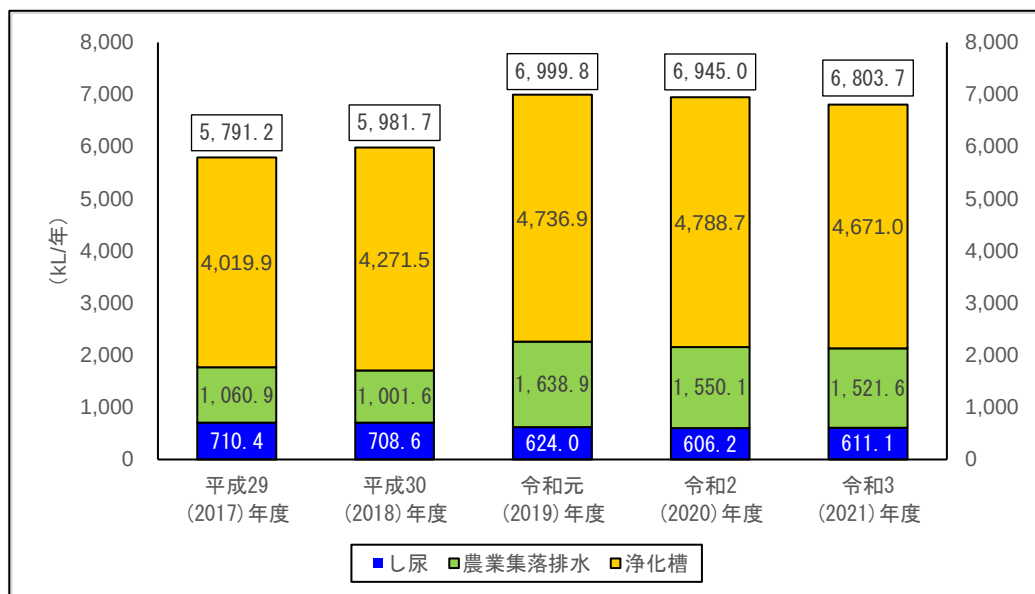


図 4.1-2 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥収集量の推移

2 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の収集処理体制

本市におけるし尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、許可業者による収集運搬をしています。

また、収集されたし尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、平成16（2004）年10月から桑名広域環境管理センターへ搬入し、処理しています。施設の概要は表4.1-10に示すとおりです。

桑名広域環境管理センターでは、脱水汚泥（乾燥）と生ごみ（発酵）から堆肥を製造し、資源化しています。また、脱水し渣及び沈砂は焼却処理し、焼却残渣は再生事業者へ、搬出しています。

脱臭設備では、臭気濃度に応じて、薬品や活性炭により、脱臭処理を行った上で大気放出しています。

表 4.1-10 桑名広域環境管理センターの概要

施設名	桑名広域環境管理センター（汚泥再生処理施設）
設置主体	桑名・員弁広域連合（いなべ市・桑名市・東員町・木曽岬町）
所在地	三重県桑名市大字上之輪新田字永長 707 番地
敷地面積	約 17,600m ²
竣工年月	平成 16（2004）年 12 月
放流先	揖斐川
処理能力	164kL/日（し尿：25kL/日、浄化槽汚泥：139kL/日） 生ごみ：1.0t/日
水処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素方式＋高度処理方式
臭気処理	高濃度：セラミック触媒洗浄、生物脱臭→中濃度 中濃度：セラミック触媒洗浄 低濃度：活性炭吸着処理
放流水質基準	pH：5.8 以上 8.6 以下 BOD：10mg/L 以下 COD：10mg/L 以下 SS：5mg/L 以下 T-N：10mg/L 以下 T-P：1mg/L 以下 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下 色度：30 度以下
管理体制	委託

第6項 国及び三重県の動向

1 国の動向

下水道事業は、公衆衛生の確保、生活環境の改善といった私たちの身近で必要不可欠なライフラインです。平成26（2014）年に汚水処理施設の10年概成に向けたアクションプランの点検及び見直しが発出され、概成時期の令和8（2026）年度末に生活排水処理率95%以上を目指し、急ピッチで下水道整備等が行われてきました。

ただし、下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による使用料収入が減少していく中で、増大するストック、これらの老朽化に伴う大量更新期の到来、また専門的な下水道職員の減少など、下水道事業の経営環境は、厳しさを増しています。

近年、全国各地で地震や水災害が多発化すると共に、気候変動等の影響により大雨等が頻発し、停電等の電力インフラ施設が被災するリスクが増大しています。このような状況の中、「防災・減災・国土強靱化」「脱炭素化」「DX」など最新技術を最大限活用しつつ、ストックマネジメント、広域化・共同化、官民連携及び収支構造の適正化に向けた「下水道事業の持続性の向上」の取り組みが求められています。

さらに、SDGsにおいて、「6 安全な水とトイレを世界中に」では、適切な方法による下水処理やごみ処理などの衛生設備が整った環境で暮らせることを目指しており、国の方針を踏まえて目標年次までの整備を進める必要があります。

また、「14 海の豊かさを守ろう」では、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用することを目指しており、一般家庭から排出される生活排水等について、処理施設の適正な維持管理及び処理を行い、水質汚濁の防止に努める必要があります。

2 三重県の動向

本市は、公共下水道の基本計画について、三重県の策定した「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」を上位計画として整備を進めています。

「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」とは、亀山市及び鈴鹿市以北の三重県北勢地区の10市町について水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備に関する計画です。

また、四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画の概要については、表4.1-11に示します。

表 4.1-11 四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画の概要

処理区名	市町村名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日 最大)
北勢沿岸流域下水道 (北部処理区)	四日市市	3,501.3	119,451	60,374
	桑名市	3,306.7	114,900	62,728
	いなべ市	2,289.9	33,922	18,809
	東員町	985.9	21,389	10,127
	菰野町	1,656.0	33,180	16,641
	朝日町	282.1	10,049	4,690
	川越町	581.6	16,046	8,024
	朝明衛生センター	－	－	400
	計	12,603.5	348,937	181,793
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区)	四日市市	749.0	18,000	9,500
	鈴鹿市	4,429.0	158,000	75,659
	亀山市	1,676.0	39,400	22,568
	計	6,854.0	215,400	107,727
日永処理区	四日市市	3,634.1	138,255	69,823
長島処理区	桑名市	613.8	14,000	8,966
木曽岬町処理区	木曽岬町	154.4	3,683	1,989
合計		23,859.8	720,275	370,298

備考：朝明衛生センターは、各市町合同の施設のため、計画面積及び計画人口を未記載としています。

資料：四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画

3 いなべ市の計画

前述のような国や三重県の方針を踏まえ、本市においても12地区ある農業集落排水区域のうち、4地区を公共下水道へ編入させる計画を考慮した「いなべ市下水道事業全体計画」の見直しを平成24（2012）年度に策定し、令和2（2020）年度に「いなべ市公共下水道事業計画」として最新版を策定しました。これらは、本市の全体計画である「第2次いなべ市総合計画」における下水道事業についての基本的な方向性を踏まえた計画として位置付けています。

また、それぞれの計画の概要については、表4.1-12に示します。

表 4.1-12 上位計画の概要

区 分	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連 いなべ市公共下水道事業計画（変更）	第2次いなべ市総合計画 （第2期基本計画）
計画目標 年 次	令和22（2040）年度	令和7（2025）年度
目 的	下水道事業の効率化等の観点から、一定の施策目標を達成するための計画として策定する。	下水道施設の整備と強化と、下水道施設の適正管理と体制の構築を図る。
施 策	1. 下水道計画区域の見直し 2. 農業集落排水施設の公共下水道への編入	1. 農業集落排水地区の公共下水道への統合 2. 未整備区域の計画的な変更 3. 管路の老朽化確認のための内部調査及び更新の際の耐震化 4. 未接続世帯への啓発、地域や公共用水域の環境改善
目 標 値	1. 下水道整備率…100% 2. 公共下水道への編入地区…4地区	1. 農業集落排水地区の下水道編入箇所数…4地区 2. 公共下水道区域の整備率（供用開始面積／計画区域面積）…100% 3. 下水道の有収率（年間の有収水量／総汚水処理水量）…85.0% 4. 下水道の水洗化率（水洗化人口／汚水処理普及人口）…100%

第2節 生活排水処理の課題

第1項 公共下水道施設の整備

平成29（2017）年度における公共下水道整備率は93.2%に対して、令和3（2021）年度では95.7%となっています。公共下水道の整備を促進する一方、雨水対策や地震対策、既存施設の老朽化対策への投資がこれまで以上に増大しており、公共下水道施設の維持管理等が課題となります。

第2項 公共下水道及び農業集落排水接続率の向上

公共下水道や農業集落排水施設の集合処理施設が整備されていても、施設へ接続されていない世帯もあり、生活排水処理の向上につながっていない状況です。

施設の整備費や維持管理費等の経費は、施設の使用料等により賄われており、健全な経営の観点からも接続率を高めることが重要です。

第3項 未処理の生活排水

1 単独処理浄化槽からの転換

単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理な状態のまま公共用水域に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の原因の一つとなっており、計画処理区域内は、公共下水道又は農業集落排水への接続、計画処理区域外は、合併処理浄化槽への転換又は設置が必要です。

2 非水洗化人口の減少

非水洗化人口は平成29（2017）年度において190人、令和3（2021）年度は163人となります。減少傾向にありますが、今後更に水洗化を推進していく必要があります。

第3節 生活排水処理の目標

第1項 基本理念

近年、SDGs において、適切な方法による下水処理やごみ処理などの衛生設備が整った環境で暮らせることを目標としています。国では平成 26（2014）年 1 月、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省が連携して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が作成され、三重県においては「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、公共下水道整備が行われてきました。

本市でも生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理していきます。

「きれいな水環境の創造を目指して」～暮らしの調和 いなべ市～
を基本理念に掲げ、快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図ります。

また、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに、汚泥等の有効利用を推進していきます。

基本理念 「きれいな水環境の創造を目指して」
～暮らしの調和 いなべ市～

第2項 基本方針

公共下水道と農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備目標値を実現するために、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくために、次の 3 つの基本方針に沿って展開していきます。

基本方針① 公共下水道の整備及び接続

- ・未整備区域の計画的な整備
- ・公共下水道への未接続に対する指導

基本方針② 農業集落排水施設の管理及び接続

- ・農業集落排水施設の維持管理及び公共下水道への編入
- ・農業集落排水への未接続に対する指導

基本方針③ 合併処理浄化槽の整備（計画処理区域外）

- ・合併処理浄化槽への転換又は設置
- ・合併処理浄化槽の適切な維持管理

第3項 実施施策

基本理念を実現するため、生活排水をきれいに処理するための施設整備を、基本方針として掲げ、それぞれについて、本市で取り組む実施施策を定めます。その施策体系図を図4.3-1に示します。

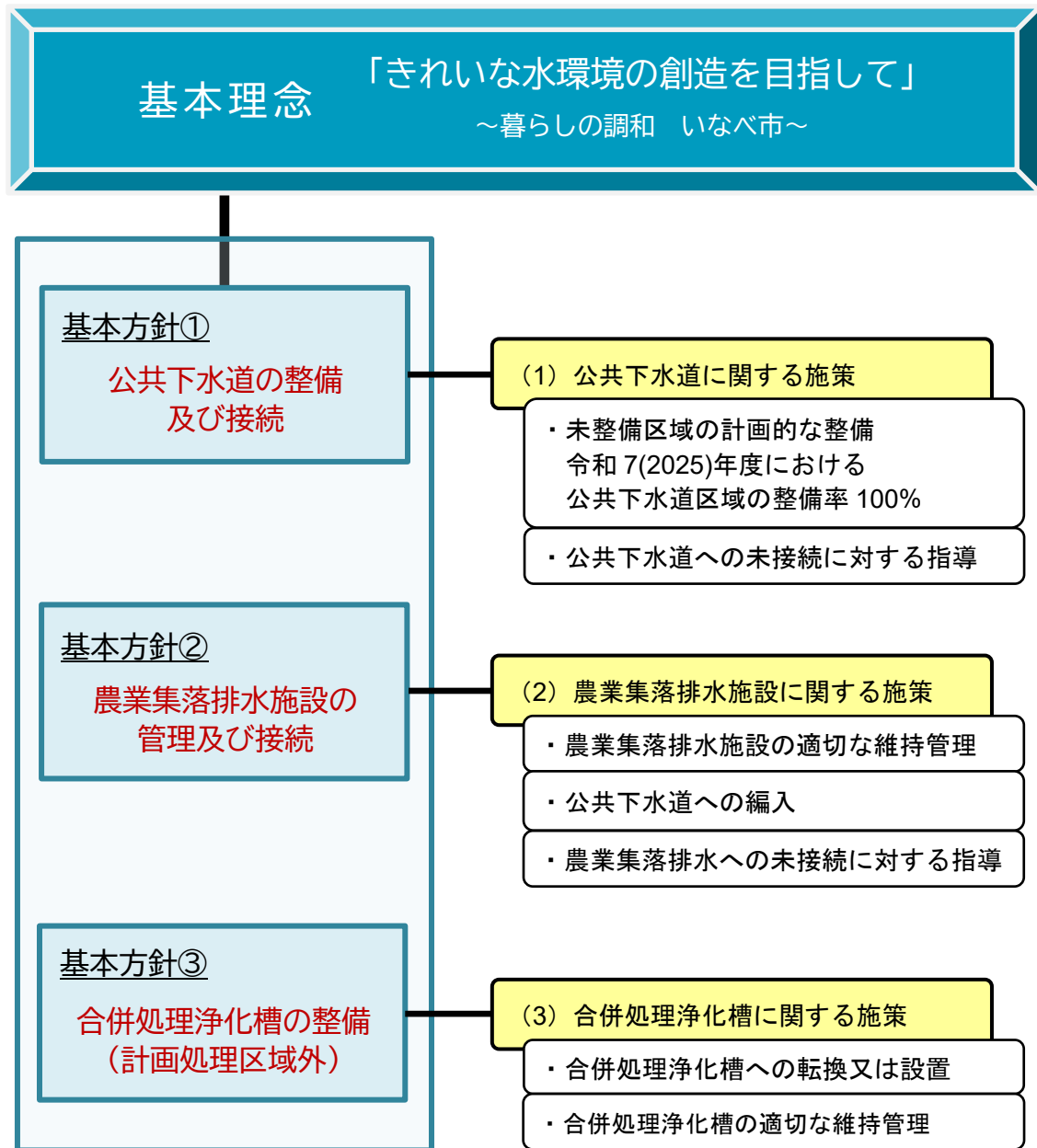


図 4.3-1 施策体系図

1 公共下水道の整備及び接続

令和 7(2025)年度における公共下水道区域の整備率 100%を目標としていますが、令和 3(2021)年度現在においては 95.7%となります。

現在、公共下水道の面整備は、ほぼ終了したものの、今後の公共下水道事業を効率的に進めるために「いなべ市公共下水道事業計画」の見直しを行うとともに、農業集落排水区域の公共下水道への編入のための工事を、概成時期である令和 8（2026）年度末までを目標に行います。

また、公共下水道区域内にて未接続に対する指導も行います。

公共下水道を整備する区域及び人口を表 4.3-1 に示します。

表4.3-1 公共下水道を整備する区域及び人口

処理区分		全体計画 令和22(2040)年		事業計画 令和5(2023)年	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
北勢町地区	北勢西部第一	129.52	1,930	129.52	2,138
	北勢西部第二	106.88	1,170	106.88	1,457
	北勢南部第一	136.90	2,020	136.90	2,475
	北勢南部第二	28.70	480	28.70	603
	北勢東部	211.70	3,790	211.70	4,357
	計	613.70	9,390	613.70	11,030
員弁町地区	員弁東	190.40	3,430	190.40	3,438
	員弁西	133.20	1,090	133.20	1,258
	員弁南	42.50	710	42.50	719
	員弁北	117.10	2,480	117.10	2,782
	計	483.20	7,710	483.20	8,197
大安町地区	南金井	174.20	3,640	174.20	4,516
	宇賀・大井田	107.90	940	107.90	867
	石樽・平塚	305.40	5,550	305.40	6,588
	石樽下・高柳	37.70	860	37.70	920
	丹生川	162.30	1,910	162.30	2,316
	計	787.50	12,900	787.50	15,207
藤原町地区	東禅寺	45.30	500	45.30	624
	石川南部	34.10	70	34.10	85
	石川北部	10.40	60	10.40	85
	下野尻南部	1.50	20	1.50	32
	下野尻北部	39.91	500	39.91	775
	下野尻・西野尻	25.40	360	25.40	317
	大貝戸・坂本	83.50	810	83.50	1,015
	中里・白瀬	165.39	1,602	165.39	2,217
	計	405.50	3,922	405.50	5,150
市全体 計		2,289.90	33,922	2,289.90	39,584

資料：いなべ市公共下水道事業計画

2 農業集落排水施設の管理及び接続

農業集落排水施設は全区域の整備が完成しており、現在の処理区は北勢町地区に 6 処理区と藤原町地区に 4 処理区の計 10 処理区となります。（公共下水道へ 2 処理区編入済）

現在更に、維持管理費の削減を図るために、北勢町地区から 2 処理区を公共下水道へ編入させる計画で進めています。

残りの 8 地区の処理施設についても、老朽化が進むことから適切な維持管理を行います。

農業集落排水施設を整備する区域及び人口を表 4.3-2 に示します。

また、農業集落排水区域内にて未接続に対する指導も行います。

表4.3-2 農業集落排水施設を整備する区域及び人口

処 理 区 名		計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)
北勢町地区	東 貝 野	令和 6(2024)年 4 月～公共下水道へ編入予定	
	十 社 南 部	令和 9(2027)年 4 月～公共下水道へ編入予定	
	貝野川右岸	令和 4(2022)年 4 月～公共下水道へ編入済	
	十 社 中 部	27.4	1,120
	小 原 一 色	5.0	190
	川 原	30.2	670
	中 津 原	26.6	660
	計	89.2	2,640
藤原町地区	古 田	11	320
	篠 立	15	800
	中 里 北 部	51	1,480
	中 里 南 部	令和元(2019)年 4 月～公共下水道へ編入済	
	舞 谷	15	260
	計	92	2,860
合 計		181.2	5,500

3 合併処理浄化槽の整備（計画処理区域外）

合併処理浄化槽については、し尿及び単独処理浄化槽からの転換又は、新たに住居等を建設する場合は、設置の指導及び整備を行います。

また、浄化槽の適切な維持管理を行ってもらうように、啓発を図ります。

4 目標値

三重県では、「生活排水処理アクションプログラム」（平成 28（2016）年 6 月）において、令和 7（2025）年度末における生活排水処理施設整備率の目標を 92.3%、令和 17（2035）年度末を 97.6%としており、その中で本市については令和 7（2025）年度の整備率を 100%としています。また、令和 9（2027）年度及び令和 14（2032）年度の生活雑排水処理等の目標を表 4.3-3 に示します。

表4.3-3 生活排水処理等の目標

■水洗化・生活雑排水処理率の目標値

単位：％

区 分 \ 年 度	令和 3 (2021)年度	令和 9 (2027)年度	令和 14 (2032)年度
水洗化・生活雑排水処理率	97.1	98.8	99.6

備考：水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

■生活排水処理人口の目標値

単位：人

区 分 \ 年 度	令和 3 (2021)年度	令和 9 (2027)年度	令和 14 (2032)年度
行政区域内人口	44,763	43,467	42,135
計画処理区域内人口	44,164	42,917	41,635
水洗化・生活雑排水処理人口	42,864	42,408	41,459

備考：行政区域内人口の令和 9(2027)年度及び令和 14(2032)年度は本計画書の P10 の将来人口を用いています。

■生活排水処理形態別人口の目標値

単位：人

区 分 \ 年 度	令和 3 (2021)年度	令和 9 (2027)年度	令和 14 (2032)年度
計画処理区域内人口	44,164	42,917	41,635
水洗化・生活雑排水処理人口	42,864	42,408	41,459
水洗化・生活雑排水処理率	97.1%	98.8%	99.6%
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	325	127	44
公共下水道	38,441	39,766	39,221
農業集落排水施設	4,098	2,515	2,194
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	1,137	445	154
非水洗化人口	163	64	22
し尿収集人口	163	64	22
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	599	550	500

第4項 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

収集区域は、本市の行政区域全域とし、原則として公共下水道等の供用区域は除くものとしていますが、供用区域内の未接続世帯については収集対象とします。

また、下水道整備の進展により、し尿汲み取り業者や浄化槽清掃業者の業務が減少していることから、本市では業者の今後の経営安定のため、業者と締結した合理化協定に基づく合理化事業計画を策定しており、引き続き、業務の減少量の把握及び代替業務等の支援を行います。

2 中間処理計画

収集運搬されたし尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターで処理していきます。なお、桑名広域環境管理センターで処理できない浄化槽汚泥は、中間処理した後に、再生事業者へ搬出しています。また、新ごみ処理施設の見直しに伴い、汚泥処理施設の建設についても検討していきます。

3 中間処理から発生した汚泥の最終処分並びに有効利用計画

桑名広域環境管理センターの処理工程で発生する汚泥は、今後とも生ごみも含めて堆肥化を行い、肥料として利用していきます。なお、脱水し渣及び沈砂は焼却処理し、再生事業者へ搬出しています。

表4.3-4 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥処理量

単位 kL/年

年度 区分		令和3 (2021)年度	令和9 (2027)年度	令和14 (2032)年度
し尿		611.1	500.0	400.0
汚泥	農業集落排水	1,522	900	800
	浄化槽	4,671	4,400	4,200
	計	6,193	5,300	5,000
合計		6,804	5,800	5,400
日平均 (KL/日)		18.64	15.89	14.79
浄化槽汚泥率		91%	91%	93%

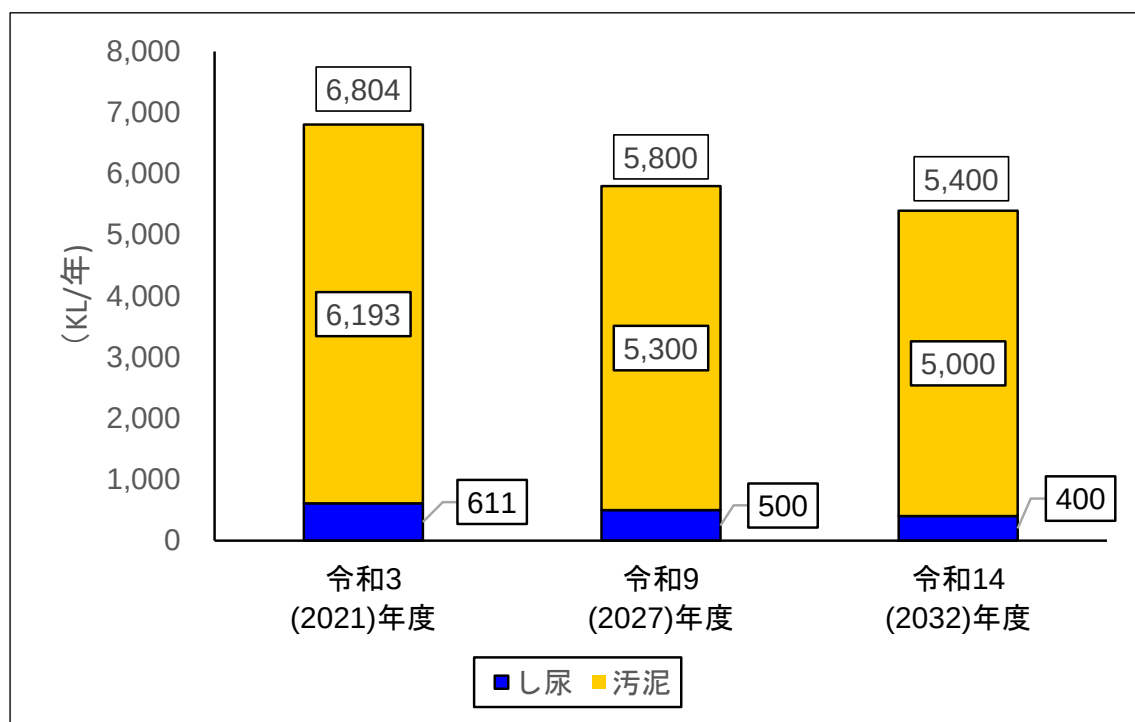


図 4.3-2 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥処理量の推移

第5項 その他方策

1 市民に対する広報及び啓発活動

市民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開します。

(1)環境学習の充実

生活排水に対する意識向上を図るため環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが生活排水の発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

(2)環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。

(3)地域住民との連携

地域住民と連携して、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。

(4)家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネットの使用など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実が図れるよう生活排水対策を推進します。

(5)浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃、保守点検及び法定検査の実施の啓発を図ります。

(6)下水道への早期接続

公共下水道が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。

2 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、上位計画である本市の総合計画、公共下水道事業計画等との十分な整合を図るとともに、「ごみ処理基本計画」についても整合を図り、循環型社会の形成を目指します。